

平成31年第1回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成31年3月 4日 開会

平成31年3月15日 閉会

奈井江町議会

平成31年第1回奈井江町議会定例会

平成31年3月4日（月曜日）

午前10時10分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 議案第 1 号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止の専決処分の承認を求めることについて
- 第 6 議案第 1 4 号 地域振興基金条例の一部を改正する等の条例
- 第 7 議案第 2 号 平成30年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）
- 第 8 議案第 3 号 平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 4 号 平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 5 号 平成30年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第 6 号 平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第 1 2 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 3 号 奈井江町下水道条例及び奈井江町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 7 号 特別職の給与の臨時措置に関する条例
- 議案第 7 号 平成31年度奈井江町一般会計予算について
- 議案第 8 号 平成31年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
- 議案第 9 号 平成31年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 1 0 号 平成31年度奈井江町下水道事業会計予算について
- 議案第 1 1 号 平成31年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について

○ 出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利 律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○ 欠席議員 なし

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	相 澤 公
教 育 長	萬 博 文
まちづくり参事	碓 井 直 樹
健康ふれあい参事	小 澤 敏 博
会 計 管 理 者	小 澤 克 則
くらしと財務課長	馬 場 和 浩
まちなみ課長	大 津 一 由
おもいやり課長	石 塚 俊 也
ふるさと商工観光課長	横 山 誠
ふるさと農政課長	辻 脇 泰 弘
教育委員会事務局長	松 本 正 志
町立病院事務長	杉 野 和 博
代表監査委員	中 野 浩 二
農業委員会会長	千 徳 信 行

○欠席した者の氏名 なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	滝 本 静
議 会 庶 務 係 長	東 藤 美 妃 代

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、平成31年奈井江町議会第1回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、4番石川議員、5番三浦議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

おはかりします。

今期、定例会の会期は、本日から15日までの12日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日から15日までの12日間に決定しました。

日程第3 議長諸般報告

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

(10時12分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、4番石川議員。

(議会運営委員長 登壇)

●4番

おはようございます。

平成30年12月17日以降開催された議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、本日まで、1回開催されております。

委員会開催日平成31年2月26日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営等について。調査内容、①会期及び議事日程等について、②総括質問について、③町政一般質問について、④予算審査特別委員会の設置について、⑤請願、意見案、陳情等の取り扱いについて、⑥要望書、決議について、⑦調査について、⑧その他について。

以上、議会運営委員会報告と致します。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時13分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、3番遠藤議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●3番

皆さん、おはようございます。

それでは、第4回定例会において、付託されました事項について調査が終了しておりますので、ご報告致します。

委員会開催日1月29日、調査事項、調査第1号「ないえ温泉の管理運営について(現地調査含む)」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおりです。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、施設利用状況、収支状況においては、利用者が減少傾向にあり、収支もマイナスであったことが報告された。

また、指定管理者独自での設備投資や、売上増につながる企画の考案、効率的な人の配置、経費のコストダウンなどの取り組みも報告された。

今後も、月間業務報告書の分析と現状を十分に把握しながら、指定管理者と協議、連携を図り、本町の観光拠点施設として適切な管理運営に努めていただきたい。

町としても、ホームページに温泉のPRを掲載するなど、積極的に支援するとともに町民の声をこれまでと同様に指定管理者へ伝えていただき、町民の期待に応えるよう努力願いたい。

委員会開催日2月6日、調査事項、調査第2号「学校経営について（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、学校経営において、授業評価や学校評価の情報発信を学校全体で取り組まれ、保護者・地域に信頼される学校づくりに努めていることを評価するものである。

小学校では、外国語の教科化により、教職員の英語指導力の向上のため校内研修の取り組み等が報告された。当町では認定こども園から、英語教育を実施しており、今後も英語教育の充実を望むものである。

中学校では、家庭での生活習慣や家庭学習に課題があるため、「学習のてびき」を活用し学校全体で取り組んでいることが報告された。「公設塾」とも連携し基礎学力の定着に努めていただきたい。

ICT環境では、子どもの理解が深まるよう効果的な授業実践や、機器の選定に努めていただきたい。

また、児童虐待等が社会問題となっているが、引き続き、関係機関との連携を深めながら、子どもにとって安全安心な生活環境を整えることを努力願いたい。

奈井江商業高校では、学校側のご理解をいただき視察を行った。

高校では、資格取得、進学、就職も順調に推移しており、小中学校、大学との連携をはじめ、地域づくりへの参画など、今後とも、教育活動、地域活動など大いに期待するところである。

生徒確保では、町と学校等が連携し、今後とも支援が継続されるよう望むものである。

委員会開催日2月12日、調査事項、調査第3号「交流プラザみなクルの管理運営について（現地調査含む）」

説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、利用者数は減少傾向にあるが、葬儀での利用は町内の5割以上がみなクルで実施されていることが報告された。町民から利便性など、高く評価され定着してきていることが伺える。

また、北翔大学との交流事業、町内関係団体によるイベント、コミュニティカフェの開設などにより、町民が気軽に利用できる取り組みも報告された。

今後も、適正な管理運営に留意し、関係課が連携し事業を実施するとともに、担当課としても中心市街地におけるコミュニティの拠点施設として、多くの町民に利用されるよう工夫をこらし、利用者ニーズを的確に捉えた運営を望むものである。

委員会開催日2月12日、調査事項、調査第4号「職員の給与と業務体制について」説明員、調査内容につきましては、記載のとおり。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、職員給与の状況について、給与の仕組み、職員手当、独自削減の仕組み、ラスパイレス指数、職員数の推移などが報告された。

人事評価制度については、職員のやる気を引き出し人材育成につなげ、職員の資質や、住民サービスの向上となるよう期待をするものである。

これまでも、厳しい財政状況に対応して行政運営が進められてきたところであるが、今後においても人口減少が進む中、事務事業の効率化を図り、定員管理の適正化に努めていただきたい。

以上、報告と致します。

(広報常任委員会)

(10時20分)

●議長

広報常任委員長、5番三浦議員。

(広報常任委員長 登壇)

●5番

改めまして、おはようございます。

広報常任委員会の報告を致します。

委員会開催日12月21日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第14号の誌面構成について。

委員会開催日1月15日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第14号の校正について。

委員会開催日1月22日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第14号の校正について。

委員会開催日1月31日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。調査内容、①議会だより第14号の校正について。

以上、4回の委員会を終えて、議会だより第14号を2月15日に発行致しました。

以上、報告と致します。

4. 例月出納定例検査報告

(10時22分)

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告

(10時22分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

第1回定例会の出席、お疲れさまでございます。

まず冒頭、今ほど、長年の地方自治振興への功績を称えられ、表彰を受けられました笹木議員、森岡議員、そして森山議長に、私の立場からも心から祝意を申し上げます。

おめでとうございます。

それでは、平成30年第4回定例会以降の主な事項について、ご報告を申し上げます。

まちづくり課関係では、昨年12月の就任以降、ここに記載はしておりませんが、国や北海道をはじめとする各関係機関、更には、住友電気工業本社など、企業関係者にも就任の挨拶に伺っておりますが、1月28日から29日にかけて、友好都市岡山県高梁市を表敬訪問致しました。

今回の訪問では、就任の挨拶に加えまして、先の西日本豪雨災害について、町を代表して、改めてお見舞いを申し上げたところであります。

高梁市では、今なお、甚大な被害の復旧作業が続いており、その状況を目の当たりにして、帰町後には本町の派遣職員の期間延長を行ったところでありますが、一日も早い復興・復旧を願って止まないところであります。

2月19日には、株式会社ゼンリンとの「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」の締結式を執り行っております。

今回の締結により、ゼンリン地図を有効活用し、災害時の現場確認などがよりスムーズに対応できるものと考えております。

2月27日には、第5期目となる、まちづくり町民委員会の最初の会合を開催し、委員の皆様へ委嘱書を交付させて頂きました。

今回の町民委員会では、特にまちづくり後期実施計画の策定が重要な課題となります。委員会の運営方法等をご説明し、ご協力をお願いしたところであります。

次に、ふるさと農政課では、3月1日ゆめぴりか生産協議会創立10周年記念式典に出席致しました。

生産協議会では、JA新砂川あるいは農業改良普及センターと一体となり、高い生産技術の習得に努められ、北海道でも有数のゆめぴりかの産地として、今日の地位を確立されました。

これまでの取り組みに深く敬意を表するところであります。

ふるさと商工観光課であります。2月2日今年12回目となる「ないえ冬まつり」が開催されました。

子供が主役となるイベントや、特産品販売、うまいもの市などを目当てに、町内外から約600人の皆さんにご来場を頂きました。

開催にご協力を頂いた関係者の皆さんに、心から感謝を申し上げるところであります。

最後に、健康ふれあい課では、2月23日厚生労働省の吉田学医政局長が来町致しました。

サービス付高齢者向け住宅「あんしん」をご視察頂いたところであります。

医政局長からは、本町の高齢者向けの、多様な受け皿について評価を頂くとともに、今後のトータルサポートシステムに関して、期待する旨のコメントを頂いたところであります。

以上、一般行政報告と致します。

(教育行政報告)

(10時26分)

●議長

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

おはようございます。

第1回定例会のご出席、大変ご苦労さまでございます。

それでは、教育行政報告と致しまして、4点につきまして、ご報告を申し上げます。

第1点は、1月8日、中学校ソフトテニス・スキー大会の出場報告についてでございます。

12月に開催されました、北海道中学生団体対抗ソフトテニスの全道大会において、男子団体戦で、3位の成績を収め、本年5月の福島県で開催される東日本選抜大会の出場権を得たところでございます。

また、中体連スキー大会において、全道大会の出場を報告した3年生の「梅澤たかとし」君が、全道大会で優秀の成績を収め、2月4日から新潟県苗場スキー場で開催された全国大会、男子回転において、出場選手191人中、5位の成績を収め、その旨を2月19日、来庁し、報告を受けたところでございます。

出場した生徒諸君の健闘を大いに称えたいというふうに思っているところでございます。

第2点目は、1月13日に開催されました成人式でございます。

本年の該当者は56名、その内、45名の新成人が出席をし、厳粛のうちに式典を挙行したところでございます。

その後、ミニコンサートを開催を致しまして、成人をお祝いしたところでございます。

第3点目は、1月22日、小学校1年生において、インフルエンザによる欠席児童が8名に達したことから、25日までの4日間、学年閉鎖としたところでございます。

幸いにしまして、他の学年に広がることはございませんでしたが、今後とも、学校・家庭でのうがいや手洗いの励行、予防接種の奨励など、児童生徒、保護者に対し注意喚起を行って参りたいと考えているところでございます。

第4点目でございますが、報告書には記載してございませんが、2月27日、北海道教育委員会より、公立高校入試最終出願状況が発表されたところでございます。

奈井江中学校におきましても、3年生45名の生徒諸君が、16の高等学校の入学試験に臨むところでございます。

生徒諸君全員が、希望に満ちた春を迎えられるよう、心より祈念するところでございます。

また、奈井江商業高等学校の出願状況につきましては、情報処理科、定員40名に対し33名、0.8倍の出願率となったところでございます。

今後とも、高校側との連携を図りながら、魅力ある学校づくりに支援して参りたいと考えてございますので、町民各位並びに議員各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上、教育行政報告と致します。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時29分)

●議長

日程第5、議案第1号「北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止の専決処分

の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

第1回定例会、ご出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、私の方から、議案第1号について説明を申し上げます。

議案書の1頁をご覧ください。

議案第1号「北海道市町村総合事務組合格約の制定並びに廃止の専決処分の承認を求めることについて」

北海道市町村総合事務組合格約の制定並びに廃止について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年3月4日提出、奈井江町長。

本案につきましては、北海道市町村総合事務組合におきまして、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理できる、事務の委託であります。このように定める規約を制定し、現行規約を廃止するため、平成31年1月18日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定より本案を提出するものでございます。

よろしくご承認下さいますよう、お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第14号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時32分)

●議長

日程第6、議案第14号「地域振興基金条例の一部を改正する等の条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の138頁をお開き下さい。

議案第14号「地域振興基金条例の一部を改正する等の条例」

平成31年3月4日提出、奈井江町長。

本案につきましては、この10カ年以上に渡りまして、取り崩しなどの実績がなかった3つの基金、地域福祉基金、備中神楽伝承振興基金につきましては、地域振興基金に同様の目的を追加しながら統合することとし、病院施設等整備基金につきましては、今年度の病院会計への繰入金に全額充当することをもって、基金を廃止しようとするものでございます。

以上、議案第14号について、説明を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時34分)

●議長

日程第7、議案第2号「平成30年度奈井江町一般会計補正予算(第5号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の11頁をご覧ください。

議案第2号「平成30年度奈井江町一般会計補正予算(第5号)」

平成30年度奈井江町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,659万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,033万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成31年3月4日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

はじめに、第1表、歳入歳出予算補正の歳入について、説明を申し上げます。

1款町税4,556万8千円を追加し7億6,159万1千円、12款分担金及び負担金55万9千円を減額し2,714万円、13款使用料及び手数料302万8千円を

減じて1億1,695万円、14款国庫支出金510万円を減額し2億535万円、15款道支出金1,220万8千円を減じて4億2,702万2千円、16款財産収入586万7千円を減額し1,668万9千円、17款寄附金1,500万円を減じて1,706万1千円、18款繰入金3,839万8千円を減じて2億4,187万7千円、20款諸収入149万4千円を追加し3億1,206万2千円、21款町債3,850万円を減じて4億947万7千円、歳入合計7,659万8千円を減じて50億2,033万7千円とするものであります。

引き続き、次頁をご覧ください。

歳出について、説明致します。

1款議会費57万4千円を減じて3,722万3千円、2款総務費996万3千円を減じて3億837万5千円、3款民生費1,891万円を減額し9億20万8千円、4款衛生費669万8千円を減額し6億5,336万6千円、6款農林水産業費1,958万円を減じて2億9,210万円、7款商工費377万6千円を減じて1億6,506万2千円、8款土木費617万4千円を減じて5億9,640万2千円、9款消防費247万7千円を追加し1億2,515万6千円、10款教育費1,027万7千円を減じて2億6,081万9千円、11款公債費333万6千円を減じて7億2,103万5千円、12款職員費21万3千円を追加し9億4,740万9千円、歳出合計7,659万8千円を減じて50億2,033万7千円とするものでございます。

16頁をご覧ください。

第2表の繰越明許費であります。

6款農林水産業費、1項農業費の農業基盤整備事業で530万7千円を追加するものでございます。

今回の補正につきましては、この後に提案を致します、特別会計及び企業会計の予算補正も含め、事業費の確定等による精査でございますが、少額のことを割愛し、増額、あるいは金額の大きな変更のあるものを中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、補正予算の内容について、歳出よりご説明致します。

34頁をご覧ください。

1款の議会費では、旅費等の精査により57万4千円を減額。

2款、1項、1目一般管理費では、36頁の下段をご覧くださいと思いますが、友好都市高梁市への災害支援として派遣を致しました職員の旅費等により30万円を追加してございます。

37頁の生活交通確保対策では、中央バスの運行負担金等で40万7千円を追加計上です。

38頁をお開き下さい。

ふるさと応援寄附金事業では、歳入における寄付金の見込精査に伴いまして、記念品、送料等の見込み精査を行い、873万5千円の減額をしております。

40頁の中段をご覧ください。

まちづくり定住促進対策事業に要する経費では、中古住宅購入助成などの見込み精査

によりまして、518万7千円を追加計上。

44頁、4目の選挙費であります。知事、道議選挙で、選挙管理委員報酬などの追加計上を行っております。

次に、民生費について説明を致します。

49頁をご覧ください。

49頁の中段、国民健康保険事業会計繰出金で、基盤安定負担金の確定により、95万1千円を追加計上。

54頁をご覧ください。

2項、1目児童福祉総務費の保育所広域入所に要する経費では、町外への保育所の通所増によりまして、27万8千円の増となったところでございます。

4款の衛生費に入ります。

60頁をご覧ください。

3目環境衛生費では、燃料単価、利用者増により、20万円の増額であります。

6款農林水産業費について説明を致します。

66頁をお開き下さい。

中段にあります、農業基盤整備促進事業に要する経費では、翌年度繰越事業の見込み精査により、881万3千円を減額計上。

7款の商工費では、各費目の見込み精査により、減額計上を行ったところでございます。

74頁をご覧ください。

8款の土木費であります。5項、1目住宅管理費で、公営住宅の修繕料等120万7千円を追加計上。

次頁の9款消防費であります。人事院勧告に伴います職員費の増などにより、247万7千円を追加しております。

10款教育費においても、各経費の見込精査による減額計上を行ってございますが、燃料費の単価の増によりまして、2項の小学校費、3項の中学校費、5項3目の公民館費、5目の文化ホール費で、光熱水費の追加計上を行ってございます。

90頁をご覧ください。

6項、2目体育施設費及び学校給食費でも、燃料費の増による追加補正をしておりますが、体育施設におけます備品購入費では、バレーボール用の支柱の更新、学校給食費の負担金では、非常食用のカレーライスの追加購入費を計上したところでございます。

次頁をご覧ください。

11款、1項、1目元金であります。償還元金の見込み精査により、39万7千円を追加。

92頁の12款職員費では、高梁市へ派遣を致しました職員の単身赴任手当等で、21万3千円を追加したところでございます。

続いて、歳入について説明を致します。

19頁にお戻り下さい。

1款、1項の町民税では、製造業等の納付実績により、2,511万4千円を追加計

上。

固定資産税では、償却資産等の賦課実績を踏まえ、2,369万4千円の追加。

21頁をご覧ください。

12款分担金及び負担金、1項、4目の農林水産業費負担金では、中段にございますが、農業基盤整備事業の受益者負担金563万5千円を減額。

27頁の15款、2項、4目の同じく農林水産業費の道補助金であります、318万円をそれぞれ見込精査を行いまして、減額計上行ったところでございます。

28頁をお開き下さい。

16款の財産収入では、土地建物売払収入等の精査により、586万7千円を減額計上。

29頁の17款寄附金では、ふるさと納税寄附金の見込み精査を行い、1,500万円減額計上しております。

32頁の21款町債では、各事業の見込み精査により、3,850万円を減額計上してございます。

以上におけます歳入歳出の差3,965万9千円につきましては、財政調整基金繰入金と同額減額を行い、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

竹森議員。

●2番

今、説明があったんですけども、29頁の歳入のところで、17款寄附金のふるさと納税の減額補正あったということで、私もホームページ、よく見ているんですけども、12月の定例会でも、こういうところで質問したんですけども、あれ以来、更新されていないようなんですね。

ですから、減額されたのは分かるんですけども、2月末のふるさと納税の金額分かればお知らせ願いたいと思います。

それと、今年は色々国でも総務省が、返礼品の率について、奈井江町は去年も今年も遵守して、このような形になっているんですけども、来年度予算にも関わるんですけども、ふるさと納税を、町長はどのように考えておられるのか。

来年度の予算は出ているんですけども、それで大体は分かるんですけども、先ほども町長の行政報告にあったように、ゆめぴりかの全道1位になった時に、調べたところによると平成28年ですか、寄付金が一番最高で3,300万円あったんです。

それが、ここ29年は1,400万、今年もかなり減ると。

やっぱり地道なところで、狙ったらいいのかな。

来年度予算のことについては、予算のことですので、後程触れますけれども、どう考

えているのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

改めまして、第1回定例会出席、お疲れさまでございます。

竹森議員からのご質問の1点目の今現在のふるさと納税の額ということで、これにつきましては、3月4日時点までの集計と致しまして、寄付金額につきましては、1,286万6千円、717件の寄付者数となっておりますので、ご理解を頂きたいと思いません。

●議長

町長。

●町長

竹森議員からのふるさと納税の基本的な考え方という捉え方かと思えます。

今、議員ご指摘のとおり、奈井江町において、ふるさと納税制度が始まった時には、残念ながら、それほどの寄付がなかったんですけども、ゆめぴりかが全国的にも認知されるようになって、本当に素晴らしい伸びを示して頂いたということで、関係者の皆様には、改めて敬意を表するところなんですけど、その後、トマトだとか色々な部分で、農家の皆様だけじゃなく、それぞれ研鑽されてまさに奈井江町のブランドとして、自慢できる返礼品の提供を頂いたというふうにご考えております。

そのことが、やはり3千万円だったり2千万円だったり、若干減少傾向にありますけれども、そういう実績に結び付いているんだというふうにご認識をしております。

ただ残念ながら昨年はゆめぴりかにおいて、色々な農業被害があって、供給するだけの量を確保できなかったことから、今回は著しい減少になったのかなというふうな押さえをさせて頂いています。

今後のふるさと納税に対する基本的な考え方は、私としては、ふるさと納税制度に伴って、奈井江町内の農業だけに限らず、色々な産業の振興の一助になれば、これは一番望ましいことだと思っておりますし、なによりも、そこで提供する返礼品が奈井江町の町民みんなの自信を持って自慢できる品物を提供できるような体制が構築できればなというふうにご思っております。

今後、どのようなものが、更に、ふるさと納税の返礼品に加わって頂けるのか、またそれをどうやって行政としても、農協とか商工会も含めて応援できるのか、一緒に考えながら進めていきたいと思っております。

ただ、残念ながら、今までのような、ふるさと納税の仕組み、他のところで今課題となっているようなところ、奈井江町ではおかげさまでありませんけれども、この全国的な問題提供を踏まえた時に、ふるさと納税に対する寄付者の考え方も、国全体で変わっ

ていくのかなと思いますから、それはそれとして受け止めながら、今ほど申し上げたような姿勢で、地域振興に寄与できる納税制度の仕組みを模索していきたいというふうに考えています。

以上です。

●議長

その他ございますか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時52分)

●議長

日程第8、議案第3号「平成30年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書 94 頁をお開き下さい。

議案第 3 号「平成 30 年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）」

平成 30 年度奈井江町の国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,330 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,276 万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 3 月 4 日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第 1 表、歳入歳出予算補正について説明を申し上げます。

始めに歳入から説明致します。

1 款国民健康保険税 245 万 4 千円を追加し 1 億 654 万 7 千円、4 款繰入金 189 万 7 千円を追加し 8,262 万 8 千円、6 款諸収入 4,895 万 8 千円を追加し 7,592 万 6 千円、歳入合計 5,330 万 9 千円を追加し 2 億 7,276 万円でございます。

歳出について説明致します。

1 款総務費 750 万 5 千円を減じて 1 億 8,153 万円、2 款基金積立金 5,504 万 6 千円を追加し 7,694 万 4 千円、4 款諸支出金 576 万 8 千円を追加し 1,422 万 1 千円、歳出合計 5,330 万 9 千円を追加し 2 億 7,276 万円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出より説明を申し上げます。

100 頁をご覧ください。

1 款、1 項、1 目の一般管理費では、軽減特別調整交付金で 6 万円を追加計上。

2 目では、空知中部広域連合への分賦金 750 万 5 千円を減額しております。

101 頁をご覧ください。

4 款、2 項、1 目では、直営診療施設勘定繰出金の確定により 576 万 8 千円を追加してございます。

歳入について説明を致します。

97 頁にお戻り下さい。

1 款の国民健康保険税では、賦課実績による見込み精査によりまして、245 万 4 千円を追加。

98 頁の 4 款繰入金では、一般会計からの保険基盤安定繰入金等の確定により、189 万 7 千円を追加しております。

99 頁をご覧ください。

6 款、2 項、1 目の雑入であります、平成 29 年度決算の確定による空知中部広域連合からの返還金等によりまして、4,319 万 4 千円を追加計上したほか、3 項、1 目の診療施設補助金で、588 万 8 千円の追加をしたところでございます。

以上におけます歳入歳出の差 5,504 万 6 千円につきましては、歳出の 2 款国保基金への積立金を追加計上致しまして、収支の均衡を図ったところでございます。

以上、補正予算の概要について説明致しました。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。
竹森議員。

●2番

今説明ありました99頁の雑入なんですけれども、4,319万4千円ということで、空知中部広域連合の返還金ということで、今年から国保事業が道の広域化になったということで、直接道に分賦金払っているわけなんですけれども、来年度以降もこういう返還金があるのかどうか伺いたいと思います。

●議長

くらしと財務課長。

●くらしと財務課長

只今の竹森議員のご質問でございますが、今回、平成29年度分の空知中部広域連合からの剰余金の返還金ということで4,300万ほど計上させて頂いたところでございますが、今ほど議員の申し上げたとおり、平成30年度からは、国保の都道府県単位化ということになりましたので、道が示してくる納付金をプラス連合の運営経費を含めた部分で、広域連合を通じて道に支払っていくという形になります。

そういったことから、今後につきまして、平成30年度以降の都道府県化に伴っての部分につきましては、納付金が示された分を納めるということになりますので、30年度以降につきましては、この剰余金というのは、大きく見込まれないということで、捉えておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

●議長

その他にございますか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時59分)

●議長

日程第9、議案第4号「平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書104頁をご覧ください。

議案第4号「平成30年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」

平成30年度奈井江町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,886万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月4日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表について説明を致します。

はじめに、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料37万7千円を減じて6,348万4千円、4款繰入金80万1千円を減じて3,459万6千円、歳入合計117万8千円を減じて9,886万2千円とするものであります。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金で117万8千円を減じて9,826万4千円とするものであります。

合計につきましても同様に、117万8千円を減じて9,886万2千円とするものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、歳出より説明を致します。

108頁をご覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金で、117万8千円を減額。

歳入につきましては、107頁をご覧くださいと存じますが、1款後期高齢者医療保険料で、算定実績による見込み精査により、37万7千円を減額計上するとともに、4款の繰入金で、一般会計からの繰入金80万1千円の減額計上を行い、収支の均衡を図ったところでございます。

以上が補正予算に内容でございます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩致します。

(休憩)

(11時02分)

日程第10 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時11分)

●議長

会議を再開します。

日程第10、議案第5号「平成30年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書の109頁をご覧ください。

議案第5号「平成30年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）」

平成30年度奈井江町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ392万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,860万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月4日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表について説明を申し上げます。

はじめに歳入であります。

1款使用料及び手数料151万7千円を追加し1億3,058万5千円、2款分担金及び負担金21万5千円を減じて37万2千円、3款繰入金530万2千円を減じて2億7,717万5千円、4款繰入金8万8千円を減じて425万2千円、5款諸収入86万2千円を追加し341万8千円、6款町債70万円を減じて2,280万円、歳入合計392万6千円を減じて4億3,860万2千円であります。

歳出につきましては、1款下水道費211万円を減じて8,007万6千円、2款公債費181万6千円を減じて3億5,806万円、歳出合計392万6千円を減じて4億3,860万2千円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳出より説明を申し上げます。

115頁をご覧ください。

1款の下水道費では、各事業費の見込み精査を行い、211万円を減額。

117頁の2款公債費であります、長期債の利息の精査により181万6千円を減額してございます。

歳入について説明を申し上げます。

112頁にお戻り下さい。

1款、1項、1目の下水道使用料では、納付実績に基づく見込み精査を行い、251万7千円の追加。

次頁の5款諸収入では、石狩川流域下水道の29年度決算に基づ、86万2千円が還付されてございます。

以上におけます歳入歳出の差530万2千円につきましては、一般会計からの繰入金を同額減額をし、収支の均衡を図ったところでございます。

以上が、補正予算の概要であります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時15分)

●議長

日程第11、議案第6号「平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の118頁をご覧ください。

議案第6号「平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）」

第1条、平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（2）患者数であります。入院につきましては、164人を減じて16,261名。外来については、1,969人を減じて、26,219人。

指定居宅サービスについては、55人を減じて、552人とするものでございます。

（3）建設改良事業であります。医用画像管理システム外ということで、619万1千円を減じて4,425万5千円。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

第1款病院事業収益であります。はじめに収入から申し上げますが、1款病院事業収益では、3,373万5千円を減じて10億424万4千円とするものでございます。

次に歳出で申し上げますが、第1款病院事業費用では、4,084万6千円を減じて11億490万5千円とするものでございます。

第4条、予算第4条中「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4万6千円は、過年度分損益勘定留保資金4万6千円で補填するものとする。）」を削除し、資本的収入及び支出の予定額を、次の通り補正するものであります。

始めに収入から申し上げます。

第1款資本的収入であります。614万4千円を減じて1億6,800万4千円。

支出につきましては、第1款資本的支出619万円を減じて1億6,800万4千円であります。

第5条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

- （1）職員給与費では2,360万5千円減じて5億3,905万6千円とし、
- （2）交際費では8万円を減じて27万円とするものでございます。

平成31年3月4日提出、奈井江町長。

補正の内容につきまして、収益的支出から説明致しますので、120頁をご覧ください。

補正の内容につきまして、収益的支出から説明を申し上げます。

125頁をお開き下さい。

病院事業費用、医業費用の給与費では、職員費の見込み精査を行い2,342万円の減額計上。

次頁の減価償却費では、機械及び備品分の更正を行いまして、1,496万8千円を減額したところでございます。

医業外費用の3目のサービス付高齢者向け住宅では、委託料等の見込み精査により、84万2千円を減額をしております。

続いて、収益的収入について説明致します。

123頁をご覧ください。

病院事業収益の医業収益、1目から4目に渡る収益では、診療単価、患者数の減によりまして2,492万円の減額計上。

次頁をご覧ください。

医業外収益の3目負担金及び交付金の4節では老人保健施設健寿苑の町立病院の厨房の共同利用が終了になったことなどから、負担金593万1千円を減額したところでございます。

5目のサービス付高齢者向け住宅収益では、給食費等の見込み精査により、308万8千円を減額しております。

その他医業外収益であります。療養型に病床転換をしたことにより、おむつの利用増から、93万円を追加したところでございます。

次に、資本的支出について説明を致します。

127頁をご覧ください。

資本的支出、建設改良費の1目資産購入費では、医用画像管理システムの入札減により、医療機器購入費用の精査により、619万1千円を減額。

上段にあります資本的収入では、企業債合計1,190万円を減額計上する一方で、国・道補助金の国民健康保険調整交付金で、567万円を追加計上したところでございます。

以上の結果、単年度実質収支では8,532万円の赤字となり、繰越実質収支では5,848万7千円の黒字を見込んだところでございます。

以上、補正予算の概要について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

森岡議員。

●6番

2点ほど確認も含めて質問させて頂きたいと思います。

まず、収益の方でサービス付高齢者向け住宅の方で減ということで、最近、空きもあるのかなというようなことを聞いておりますけれども、ここ最近の動きと現状についてご説明を頂きたいと思います。

もう1点につきましては、126頁の減価償却費において、機械及び備品分の更正ということでありますけれども、これの中身について説明を頂きたいと思います。

●議長

国保病院事務長。

●町立国保病院事務長

第1回定例会の出席、大変お疲れさまでございます。

今ほど森岡議員からご質問のありました2点につきまして、回答させて頂きたいと思っております。

まず1点目でございますが、サービス付高齢者向け住宅の入居者の最近の状況というところでご質問を頂きました。

オープンから丸2年が経過致しまして、当初、入居頂いた方のうちで、やはり2年経ったことによりまして、体調に変化をきたしている入居者の方が増えてきている実態にございます。

そういったことがございまして、本年に入りましてから入退去が非常に多くなっているという状況です。

退去される原因と致しましては、入院がきっかけになっていたりとか、やはり認知症状が若干進んだ方等もおられまして、施設への退去という形の入居者の方も出てきております。

そういったことから本年度入居の方も引き続き受けながら、入居者の方も入って頂いておりますが、退去のスピードの方がちょっと上回っている状況がありまして、今現在、施設の方、まだ若干空きのある状況になっておりますが、随時、入居のご相談、お申し込みは頂いておりますので、引き続き、定員での運用に向けて頑張っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きますよう、よろしくお願い致します。

もう1点、減価償却費の関係でございます。

こちらにつきましては、昨年度30年度の当初予算を計上する段階で、事務サイドの方で違算がございました。

内容と致しましては、平成29年度で償却が終了している資産、それから平成30年度が最終年となることから、本来であれば若干金額を減少して計上しなければならない部分、そちらの方が、平成29年の実績をもとにした形で予算の計上をされていたというところがございました。

対象物品と致しましては、機械及び備品で、総体で20品目ほど、そういった間違いがございまして、今回の減額、予算計上という形になりました。

大変、申し訳ありませんでした。

よろしくお願い致します。

●議長

森岡議員。

●6番

質問と意見と言わせてもらいますけど、サ高住の方は、本当に地方創生の我が町の目玉として、早々にスタートした施設でありますので、当時は、抽選になるほどという形で、空きになることはないのかなというように想定してましたけど、今説明頂いたように、2年を経過する中で、やはり入居の方が、体調に変化、それは現実には本当にその通

りなんでしょうと思います。

それで、待っている人も結構いると思うんですけども、割とその辺の連絡体系はスムーズにして頂いていると思えますけれども、なかなかすぐ埋まらないという現状があるのかなと思いますが、その辺について、もう1回説明をして頂きと思います。

●議長

事務長。

●町立国保病院事務長

只今の森岡議員からのご質問ですが、おっしゃられますとおり、退去がございましてから、入居が決まるまでに、2カ月から4、5カ月を有している場合がございます。

それにつきましては、待機頂いている皆さんにつきましても、順番に声を掛けさせて頂いているというところがございまして、入居を希望されて待機を頂いている方についても、実際、空きが出て声掛けをさせて頂くと、しばらく悩んだ末に、やはり今の時点では、まだ入居しなくていいですというお返事を頂く方も多々おられます。

そういったことから、1人終わったらまた次に声掛けをさせて頂くという形で進めてきておりますので、入居までに時間を要しているケースが多々出て来ているという実態でございます。

今現在も、声掛けさせて頂いている部屋について、まだ決定できていないところが2件ございますが、こちらについては、待機の方に順次今、声掛けをさせて頂いているところで、本人のご希望を優先的に確認をさせて頂くというところで時間が掛かっている実態がございます。

ご理解をお願いしたいと思います。

●議長

その他ございますか。

竹森議員。

●2番

127頁の先ほど説明ありました資産購入費で、画像処理という話があったんですけども、新聞紙上で各自治体や予算の関係で出ていて、砂川市立病院の予算など見ると、中空知広域で画像処理という話も出ていたんですけども、それに関係ある機器なんですか。

●議長

事務長。

●町立国保病院事務長

竹森議員のご質問にお答え致します。

今回、更新致しました機械につきましては、平成22年に一番最初に導入している機器になります。

こちらは、レントゲン、それからCT等の画像をパソコン上で医師が見ることができるというシステムになっておりまして、院内で完結しているシステムになっております。

中空知での画像の共同運用に関しましては、今、そら-ねっとというネットワークを組んでおりますが、そちらの方で、画像の参照はできる形になっているんですけども、詳細な画像を見ることは、そちらのシステムの中ではできないということになっておりまして、一部中空知の開院病院の方から、詳細な画像のやりとりもやりたいということで、砂川市立病院の方に、相談がありまして、導入に向けている動きも出ているというところでお聞きはしております。

当院につきましては、その必要性であったり、活用の頻度というところを医師とも相談させて頂きながら、まだ今現在検討しているところでありまして、もし、同様に行うということになった場合は、これとまた別にシステムの整備が必要になるということになって参ります。

●議長

その他ございますか。

(なし)

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

休憩を解き、会議を再開します。

日程第 1 2

議案第 1 2 号「特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 1 3 号「奈井江町下水道条例及び奈井江町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例」

議案第 1 7 号「特別職の給与の臨時措置に関する条例」

議案第 7 号「平成 3 1 年度奈井江町一般会計予算について」

議案第 8 号「平成 3 1 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第 9 号「平成 3 1 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 1 0 号「平成 3 1 年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第 1 1 号「平成 3 1 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

以上、8 議案を一括議題とします。

平成 3 1 年度町政執行方針（町長）、及び平成 3 1 年度教育行政執行方針（教育長）

●議長

（ 1 1 時 3 1 分）

この際、町長に平成 3 1 年度町政執行方針の説明を求めます。

町長。

（町長 登壇）

●町長

（町政執行方針）朗読

●議長

ここで昼食のため、1 時 0 0 分まで休憩と致します。

（昼休憩）

（ 1 1 時 5 4 分）

（ 1 2 時 5 9 分）

●議長

会議を再開します。

次に、教育長に、平成 3 1 年度教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

（教育長 登壇）

●教育長

(教育行政執行方針) 朗読

●議長

以上で、執行方針の説明を終わります。

(13時11分)

(8議案の大綱説明)

(13時11分)

●議長

一括議題の説明を求めます。

要旨のみの説明を受けたいと思いますので、皆様のご理解を願いたいと思います。

一括議題の大綱説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の134頁をご覧ください。

議案第12号「特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」

本案につきましては、この後説明を致します議案第17号にも関連するものでございますが、町長、副町長、教育長の給与の独自削減の臨時措置期間が本年3月末をもって終了するにあたり、給与削減の臨時措置については、継続する一方で、特別職の期末手当の支給率については、平成31年度より一般職の支給率と同率に改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の136頁をご覧ください。

議案第13号「奈井江町下水道条例及び奈井江町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例」

本条例の改正は、10月に予定をしております消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴う下水道使用料の改正でございますが、加えてこの際、従前の内税方式から、外税方式に改めようとするものでございます。

さて、下水道使用料の検針、徴収につきましては、中空知広域水道企業団に委託をしておりますが、当該企業団のシステム改修に、相当の期間の確保が必要であり、他の料金に先んじて、条例改正を行おうとするものでございます。

続きまして、議案第17号で、141頁をお開き下さい。

「特別職の給与の臨時措置に関する条例」でございます。

本条例につきましては、町長、副町長、教育長の給与の独自削減の期間が本年3月末をもって終了致しますが、平成31年度が、第6期まちづくり計画の後期5カ年の実施

計画を策定する年にあつて、大変厳しい財政状況等々を鑑みまして、本年4月から三本町長の現任期までの期間、町長については、本則から25%、副町長、教育長については本則から15%の独自削減を行おうとするものでございます。

続きまして、各会計の平成31年度の予算について説明を申し上げます。

まず一般会計から説明を申し上げますが、別冊の一般会計予算書をご覧を頂きたいと思ひます。

1頁をお開き下さい。

議案第7号として上程をしております「平成31年度奈井江町一般会計予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億3,300万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次頁をご覧下さい。

第1表について説明を申し上げます。

歳入。

1款町税7億3,467万4千円、2款地方譲与税4,660万円、3款利子割交付金100万円、4款配当割交付金90万円、5款株式等譲渡所得割交付金80万円、6款地方消費税交付金1億260万円、7款ゴルフ場利用税交付金470万円、8款自動車取得税交付金410万円、9款地方特例交付金190万円、10款地方交付税22億1,400万円、11款交通安全対策特別交付金25万円、12款分担金及び負担金1,957万2千円、13款使用料及び手数料1億1,481万9千円、14款国庫支出金2億1,097万3千円、15款道支出金3億7,659万1千円、16款財産収入1,364万2千円、17款寄附金3千万円、18款繰入金1億3,891万7千円、19款繰越金1千円、20款諸収入3億1,086万1千円、21款町債3億610万円、歳入合計46億3,300万円とするものでございます。

5頁をお開き下さい。

歳出について説明を致します。

第1款議会費3,732万4千円、2款総務費2億7,617万1千円、3款民生費8億7,401万6千円、4款衛生費6億1,679万9千円、5款労働費56万円、6款農林水産業費2億1,465万6千円、7款商工費1億1,902万3千円、8款土木費5億9,432万円、9款消防費1億2,830万1千円、10款教育費2億1,

850万2千円、11款公債費5億9,977万1千円、12款職員費9億4,646万4千円、13款予備費709万3千円、歳出合計46億3,300万円とするものでございます。

7頁をご覧ください。

第2表、債務負担行為であります。

5件について、債務負担行為を提案させて頂きたいと思っております。

地域交流センター指定管理業務で32年度から35年までの期間6,937万2千円。

2つ目として、小学校教育用コンピュータ及びネットワーク整備事業で32年から35年までの間の725万8千円。

3つ目、小学校公務用コンピュータ整備事業32年度から35年度で642万1千円。

4つ目、中学校公務用コンピュータ整備事業で32年度から35年度で581万4千円。

5つ目が、職員用パソコンの更新事業で32年度から35年度までの限度額224万7千円とするものであります。

下段をご覧ください。

第3表の地方債であります。

平成31年度の地方債については、6件上程をさせて頂きたいと思えます。

まず、起債の目的ですが、クリーンプラザくるくる長寿命化事業で限度額4,540万円。

2つ目、温泉施設等改修工事で1,780万円。

3つ目、町道瑞穂団地(口)道路改修工事1,750万円。

4つ目、過疎地域自立促進特別事業(ソフト事業)1億1,340万円。

5つ目、指定避難所非常用電源設置工事430万円。

6つ目、臨時財政対策債1億770万円でございます。

6つの起債でございますが、それぞれ起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行予定をし、利率については4%以内と設定をさせて頂いております。

償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合については、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えができるものとしたというふうに設定をさせて頂いております。

改めまして、平成31年度につきましては、第6期まちづくり計画、前期実施計画の最終年度にあたります。

新年度予算については、この前期計画を基本とする予算編成を行い、急速に進む人口減少や少子高齢化に歯止めをかけるため、子育て支援を含めた総合的な定住対策を進める一方で、新たな課題に対応するため、指定避難所非常用電源設備の更新、防災車両の購入、奈井江小学校のICT整備など防災や教育環境の充実の他、ブランド米確率緊急支援対策などの新規施策を加えた予算編成をしたところでございます。

続きまして、議案第8号であります。

国民健康保険事業会計予算について、説明を致します。

別冊でお届けをしております特別会計予算書をご覧頂きたいと思いを。

はじめに1頁になります。

予算書の1頁、「平成31年度奈井江町国民健康保険事業会計予算」

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,685万9千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1億円と定める。

次頁をご覧下さい。

第1表について説明を申し上げます。

はじめに歳入であります。

1款国民健康保険税9,625万9千円、2款使用料及び手数料3万7千円、3款財産収入4万円、4款繰入金7,198万5千円、5款繰越金1千円、6款諸収入853万7千円、歳入合計1億7,685万9千円とするものでございます。

次頁をご覧下さい。

歳出について説明致します。

1款総務費1億6,795万8千円、2款基金積立金31万2千円、3款公債費5千円、4款諸支出金852万4千円、5款予備費6万円、歳出合計1億7,685万9千円であります。

平成31年度の国民健康保険事業会計の予算であります。前年度比3,501万1千円、16.5%の減となったところでございます。

それでは同じく、特別会計予算書の16頁をご覧下さい。

議案第9号として、提案をしております。

「平成31年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,805万4千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次頁をご覧下さい。

第1表で説明を申し上げます。

はじめに歳入であります。

1款後期高齢者医療保険料6,383万9千円、2款使用料及び手数料7千円、3款繰入金3,417万8千円、4款繰越金1千円、5款諸収入2万9千円、歳入合計9,805万4千円とするものであります。

下段の歳出をご覧下さい。

1款総務費34万9千円、2款後期高齢者医療広域連合納付金9,766万8千円、3款諸支出金2万7千円、4款予備費1万円、歳出合計9,805万4千円とするものでございます。

平成31年度の後期高齢者医療特別会計の予算であります。前年度比144万6千円の減、1.5%の減となったところでございます。

それでは引き続き、同じ予算書の25頁をご覧ください。

下水道事業会計予算について申し上げます。

議案第10号であります平成31年度奈井江町下水道事業会計予算であります。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,410万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、第1表で説明を申し上げます。

次頁をご覧ください。

はじめに歳入から申し上げます。

1款使用料及び手数料1億3,194万7千円、2款分担金及び負担金137万2千円、3款繰入金2億6,324万2千円、4款繰越金2千円、5款諸収入203万7千円、6款町債2,550万円、歳入合計4億2,410万円としたところであります。

下段の歳出について申し上げます。

1款下水道費9,170万8千円、2款公債費3億3,195万1千円、3款予備費44万1千円、歳出合計4億2,410万円とするものであります。

平成31年度の下水道会計につきましては、前年度比1,940万円4.4%の減となったところでございます。

引き続き、第2表について説明を申し上げます。

27頁をご覧ください。

起債の目的につきまして、金額につきまして説明を申し上げます。

公共下水道事業債（一般分）250万円。

石狩川流域下水道事業債（一般分）780万円。

資本費平準化債850万円。

個別排水処理施設事業債280万円。

公共下水道事業債（過疎債）250万円。

個別排水処理施設事業債（過疎債）140万円でございます。

起債の方法につきましては、一般会計と同様、普通貸借または証券発行、利率については4%以内。償還の方法につきましても、一般会計と同様の形で、上程をさせて頂いてございます。

続きまして、別冊でお届をしております企業会計の予算書、病院会計の予算書についてご覧を頂きたいと思っております。

議案書の1頁をご覧下さい。

議案第11号として提案をさせていただきます平成31年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算であります。

第1条、平成31年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1. 奈井江町立国民健康保険病院事業

(1) 病床数ですが、療養型病床群病床50床。

(2) 患者数、入院、16,470人とし、外来が26,730人、指定居宅サービスが576人であります。

(3) 建設改良事業では、(イ)CTスキャン装置を計上させていただきます。

2. サービス付高齢者向け住宅事業であります、(1)居室数は16室、(2)入居件数は、13件15人ということで計上しております。

第3条。

収益的収入及び支出の予定額であります、

収入、第1款病院事業収益9億7,618万円。

支出、第1款病院事業費用10億8,875万9千円。

次頁をご覧下さい。

第4条、資本的収入及び支出の予定額についてでございますが、

収入、第1款資本的収入1億5,006万3千円。

支出、第1款資本的支出も同額でございます。

第5条、企業債であります。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的は2件、医療機器整備事業(病院事業債)分で、1,140万円。

同じく(過疎債)として1,140万円でございます。

起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行とし、利率については4.0%以内。償還の方法につきましては、一般会計と同様に起債をさせて頂いているところでございます。

次頁をご覧下さい。

第6条、一時借入金の限度額は3億円と定める。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費では、5億3,657万8千円。

(2) 交際費については、30万円。

第8条、たな卸し資産の購入限度額は1億5,478万6千円と定める。

なお、病院事業会計の単年度実質収支につきましては8,847万4千円の赤字、繰越実質収支については2,998万7千円の赤字を見込んだところでございます。

以上、3条例及び、5会計の新年度予算の概要について説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

(8 議案の大綱質疑)

(1 3 時 3 5 分)

●議長

一括議題に対する大綱質疑を行います。

8 番大矢議員。

●8 番

今ほど、町長の初めての予算であり、また、第6期まちづくり前期実施計画の最終年度である31年度予算が示されました。

一般会計では、大型の投資がありませんので、昨年より3億4万円減の46億3,300万円ということであります。

厳しい財政状況の中で、まちづくり計画の着実な推進を心掛けた予算編成だと感じております。

今回の予算について、5点町長に質問致します。

1点目は、まちづくり町民委員会についてであります。

例年、まちづくり町民委員会において、予算編成や前期実施計画の検証について協議されてきましたが、今回は開催されていません。

町長は、執行方針で、住民自治の推進、住民参加のまちづくりを掲げています。

同様のことを目的として、設置されているまちづくり町民委員会で、今後、どのような取り組みをしていくのか、町長の考えを伺います。

2点目は、消費税増税についてであります。

今年10月に、消費税が上がりますが、制度が複雑で分かりづらい面もありますが、増税の対応は、どのように考えているのか、また、増税による歳入、歳出の影響額を伺います。

3点目は、定住対策についてであります。

定住対策については、4年が経過し、その効果も表れていると感じているところであります。

4年間の実績と平成31年度予算での見込み件数について伺います。

また、近年、好評により、補正で対応していますが、31年度の対応について伺います。

4点目は、国民健康保険事業会計についてであります。

平成30年度に、市町村で大きな差がある保険料を平準化し、全道で公平な負担に近づけていくこと、市町村が抱える医療費増加リスクを、全道に分散させていくことを目的として、事業主体が北海道になりました。

保険料については、平成36年度の一本化を目指すとのことであります。

昨年は、初年度ということもあり、北海道から、標準税率が示されましたが、保険税

率の見直しはされませんでした。

1年間かけ検討するとしていましたが、本年度も見直しがされていません。

見直しがされなかった経緯と、今後の対応について伺います。

5点目は、病院事業会計についてであります。

私が議員になった平成19年当時、現金預金は4億円以上ありました。

予算書をみますと、平成31年度末の現金預金は2千万円を切り、一方、一時借入金
が1億6,800万円、単年度実質収支で8,800万円の赤字を見込む大変厳しい運
営計画であります。

事業存続に向けて、高齢化や人口減少、制度改正など、大変厳しい経営環境の下で、
この1年どのように取り組むのか、考えを伺います。

以上、5点について、答弁お願い致します。

●議長

町長。

●町長

大矢議員からの新年度予算等に関する大綱5点のご質問であります。

まず、1点目のまちづくり町民委員会の開催状況とそれに対する意見ということであ
りますが、平成30年度においては、第4期の委員の任期が9月末ということござい
まして、この期間において、まちづくり計画、前期計画及び、まち・ひと・しごと創生
総合戦略の検証として、ご意見を賜って参りました。

その後、第5期となる新たな委員に関しては、町長選挙があったことから、私が就任
したのち、改めて運営方針を決定し、年明けから各団体に推薦をご依頼申し上げ、その
集約が完了した過日2月27日に第1回の委員会を開催させて頂きました。

新年度予算の説明については、例年は極力、プレス発表前に行うよう努めて参りまし
たけれども、本年はそのような経過から、プレス発表後となりました。

しかしながら、前段申し上げた通り、まちづくり計画の検証については、平成30年
度まで、継続して議論を行う中で、土地改良事業や定住対策、更には、すこやか健診の
継続、公共施設のトイレの洋式化など、各般にわたり、ご意見を頂き、これらを踏まえ
て、執行方針の作成、新年度予算の編成を進めてきたところであります。

いずれに致しましても、平成31年度の事業の執行にあたっては、一つひとつ事業を
検証しながら、次の計画に繋がる議論を進めて参りたいと考えております。

また、奈井江町自治基本条例を基本として、まちづくり町民委員会をはじめとして、
様々な角度から、町民の皆様のご意見を伺って参りたいという考えでございますので、
ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

2点目の一般会計における消費税増税の影響額等々についてでありますけれども、本
年10月に、消費税率が8%から10%に引き上げられることとなり、当初予算におい
ても一部反映をさせた予算編成となっております。

先ほどの中の、歳出の影響額で、総額652万8千円、歳入の影響額で、総額104

万6千円となったところであります。

また、各施設の使用料については、条例の中で消費税について「外税」で扱っている公民館、文化ホールなどの施設は当初予算に反映させておりますけれども、「内税」となっているものについては、消費税が引き上げとなる10月1日までに、各施設の使用料等、条例改正とともに補正計上する予定で考えております。

また、消費税の10%増税後は、地方消費税が1.7%から2.2%に引き上げられ、増税分の交付金は、社会保障施策の財源として、人口により按分して交付されると聞いておりますが、町に交付されている地方消費税交付金は、地方財政計画の伸び率を勘案して、前年度予算額対比で250万円、2.5%の増を見込んだところであります。

以上のことから、当初予算における歳出影響額から歳入影響額と、地方消費税交付金増額分を差し引いた一般財源への影響額は298万2千円となるものであります。

3番目に、定住対策についてのご質問でありますけれども、平成27年度から前期まちづくり計画の柱として進めてきた定住対策、そして、子育て支援策などと連動させて進めて参りました。

その結果、転入・転出に係る社会減の減少として一定の効果が現れたと考えております。

また、子育て世代の転入が増加したことから、過去の各年度の出生者数より、小学校に入学する段階の児童数が上回っているという数字が出ておりますので、これらは、一定の評価ができるものというふうに考えているところであります。

このようなことを踏まえて、平成31年度予算では、新築住宅購入助成を7件、中古住宅購入助成を10件、家賃助成を41件、リフォーム助成を27件と見込んだところであります。

新築・中古・家賃の追加の予算に関しては、前期まちづくり計画の柱として取り組んでいる施策でもあり、特別な事情がない限り、過疎債など財源を確保しながらということでもありますけれども、申請分に対応する助成を実施して参りたいというふうに考えております。

4点目の国保会計への国保税への負担方法、負担割合、更には税率の検討についてのご指摘であります。

平成30年度、国民健康保険制度都道府県単位化ということで、新たな国保制度が始まったことから、新制度の経過をみながら国保税のあり方について中長期的に考える必要性があるということで、現状の税率を据え置くことと致しました。

平成31年度については、平成30年度同様に、当町の国保税については、国の財政支援と北海道による保険料の調整などにより、税率を引き上げることなく道への納付金が賄える見込みではあります。

北海道国民健康保険運営方針で、平成36年度に全道の保険料水準の統一を掲げておりますので、保険料水準の平準化を目指していく上では、現行の保険税率を北海道の示す標準保険税率算定上の賦課割合に税率を近づけていくことを目標とすべきであるというふうに考えております。

平成31年度はまず、被保険者の負担増とならない中で、北海道から示された納付金

を納めるための標準保険税率を参考に、基礎課税額、後期高齢者支援金分、介護納付金課税額分の負担調整を図って参りたい。全体の中での調整をして参りたいということでもあります。

その上で、奈井江町国民健康保険税審議会での審議を頂いて、税条例を6月の定例会の改正に提案できればというふうに今、考えて準備を進めているところであります。

また、資産割のない3方式についてということで、全道の保険料水準の統一に向け、資産割を抜いた場合の影響を、基金の有効活用による段階的な移行ということを用いながら、慎重に判断していかなければならないと考えておりました。加えて、北海道における保険料の平準化に伴う医療費や所得水準の差、激変緩和措置など納付金算定における全道的課題など、まだまだ不明確な点もありますので、今後も、北海道の動向を注視しながら、北海道の目指す3方式への切り替えによる急激な負担増とならぬよう、段階的な移行を目指して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

最期になりますけれども、町立国保病院の健全経営ということで、大変厳しい運営計画となっている、この事業継続について、どう取り組むかというご質問であります。

人口減少や高齢化の進展による医療需要の変化、2025年を見据えた医療制度改革などにより、近年、公立病院の経営は非常に厳しくなっております。

平成28年度決算では、全国で約6割の病院が赤字経営となっております。

不採算地域の小規模な公立病院は、特に厳しい状況で、医業収益が減少する一方、医療従事者をはじめとする人材確保を図るため、給与費や委託経費などが増嵩していることが、経営健全化を難しくする要因となっております。

当院においては、平成28年度に策定した新公立病院改革プランに基づき、病床の転換による経営のスリム化や、管理経費の削減に向けた委託業者等との協議などを進めてきており、一部では、プランを上回る成果となっている項目もありますが、全体としては、経営改善の効果を実感できる状況には至っておりません。

ご質問にありましたとおり、平成31年度末には一時借入金を1億6,800万円と見込んでいる状況でありますし、繰越実質収支も2,998万7千円のマイナスということを見込んでいるところであります。

できるだけ早期に、町議会や関係機関、町民の皆様など、幅広くご意見を頂きながら、今後の町立病院のあり方について、検討を進めて参りたいというふうに考えております。

いずれに致しましても、町立病院の経営といいますか、公立病院の経営につきましては、知事選に対する各界のご意見等々も含めて、本当に色々な方々が強い関心を持っておられます。

また、近隣の市、町の病院についても同じような状況下にあるということからでもですね、色々な方たちのご意見を伺うと共に、近隣の取り組みを参考にしながら、奈井江町にとって、どういうあり方が一番いいのか、地域包括ケアとのあり方の中で、本当にじっくりと皆さんと議論をして、見定めていきたいというふうに思っています。

ご理解を賜りますよう、よろしく申し上げます。

●議長

大綱質疑を終わります。

予算審査特別委員会の設置について

(13時49分)

●議長

おはかりします。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

特別委員会構成のため、しばらく休憩致します。

(休憩) (特別委員会 構成)

(互選結果報告)

(13時53分)

●議長

会議を再開致します。

休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長には、大矢議員、副委員長には、遠藤議員。

以上でございます。

●議長

只今の報告のとおり、委員長には大矢議員、副委員長に遠藤議員を選任することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員を選任することに決定しました。

おはかりします。

只今、予算審査特別委員会に付託しました一括議題につきましては、会議規則第45条第1項の規定により3月14日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

一括議題については、3月14日までに、審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

閉会

●議長

おはかりします。

3月5日から7日までの3日間は、議案調査のため、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月5日から7日までの3日間は、休会と決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。

なお、8日は午前10時00分より会議を再開します。

大変ご苦労さまでした。

(13時55分)

平成31年第1回奈井江町議会定例会

平成31年3月8日（金曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 総括質問

○出席議員（9名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	6番	森 岡 新 二
7番	笹 木 利律子	8番	大 矢 雅 史
9番	森 山 務		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	相 澤 公
教 育 長	萬 博 文
まちづくり参事	碓 井 直 樹
健康ふれあい参事	小 澤 敏 博
会 計 管 理 者	小 澤 克 則
くらしと財務課長	馬 場 和 浩
まちなみ課長	大 津 一 由
おもいやり課長	石 塚 俊 也
ふるさと商工観光課長	横 山 誠
ふるさと農政課長	辻 脇 泰 弘
教育委員会事務局長	松 本 正 志
町立病院事務長	杉 野 和 博
代表監査委員	中 野 浩 二
農業委員会会長	千 徳 信 行

○欠席した者の氏名 なし

○ 職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 滝 本 静
議 会 庶 務 係 長 東 藤 美妃代

（10時00分）

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

第1回定例会2日目、出席大変ご苦労さまです。

只今、出席議員9名で定足数に達していますので、会議を再開します。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番森岡議員、7番笹木議員を指名致します。

日程第2 総括質問

●議長

日程第2、平成31年度町政執行方針、並びに平成31年度教育行政執行方針に対する総括質問を行います。

なお、質問は再々質問を入れて、30分以内でお願いします。

（1. 3番遠藤議員の質問・答弁）

（10時01分）

●議長

3番遠藤議員。

（3番 登壇）

● 3番

おはようございます。

3番遠藤です。

本日の質問には、町長に大綱3点の質問をさせて頂きたいと思います。

まず最初に、防災対策について伺います。

昨年9月には、台風にまた地震も重なり、また北海道全域がブラックアウトとなり、大変な状況となりました。

奈井江町においては、停電の復旧に時間を要した地区もあり、みなクルでの避難所を開設し、そこでの食事の提供や、また充電機器の設置の支援など行ってきました。

こうした経験から、様々な反省点が見えてきたのではないかと思います。

今回の停電は、南町地区が復旧で時間を要したことで、町民から様々な声があり、特に、みなクルでの避難所開設も良いが、特に南町8区付近に住んでいる高齢者の方は、自転車も車も乗れないという方もいらっしゃったようで、みなクルまでは行かれなかったとの声がありました。

せめて南町コミュニティ会館までの食事を提供してもらえたらと、そういう声が多くありました。

また役員さんによっては、必要な人数分を持って行かれ、配ってくれた方もいらっしゃったようです。

避難所を開設した際には、どうぞご利用下さいだけでなく、場合によっては、様々なことを想定しつつ、高齢者や障がい者の目線での配慮が必要ではなかったかなというふうに思いました。

町内会の役員さんや民生委員の方々に声掛けをし、協力をしてもらうことも、一つの方法ではなかったかと思い、今後に向けて、町長の考え方を伺いたいと思います。

2つ目に、自主防災組織についての考え方について、伺いたいと思います。

町民の方々には、今や防災に対する意識も高まってきているように思いますが、あまり形に捉われず、今の現状の中で、それぞれがどんなことだったら協力出来るのか、また一番にそれを考えてもらうことが重要ではないかなというふうに思いました。

あまりきっちりやろうと思うと誰もが負担になりすぎて、かえって成り立たない。

例えば、たまになら、隣近所の声掛けが出来る人がいたり、散歩しながら地域の安全を点検する人がいたり、また場合によっては、避難場所の点検をしてくれる人がいたり、町内会でマップを作ることを考えてくれる人がいたり、時には、地域で何かの集まりごとの時に気楽に勉強会を設けることがあっても良いのではないかなというふうに思いました。

また、防災に対する意識がもっと身近になるといいなというふうに思いますので、防災イベントの開催や、自分たちの地域は自分たちで守るんだという、そういう意識を持ってもらうための呼び掛け、そういったことも大事かと思いますが、町長の考え方を伺いたいと思います。

●議長
町長。

(10時04分)

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

遠藤議員からのご質問にお答えを致します。

まず、災害時の食事の提供にということではありますが、現在、町では緊急時の対応として、300人の避難者を想定して、アルファーマイや飲料水のほか、粉ミルク等を備蓄しております。

昨年の胆振東部地震では、ブラックアウトへの対応として、交流プラザみなクルに自主避難所を開設し、備蓄品に加えて、炊き出しにより、おにぎりなど3日間で226食の提供を行ったほか、停電が長引いた地域については、防災協力員である連合区長さんとの情報共有を行う中、希望する地域にアルファーマイの事前の配布を行ったところであります。

新年度予算では、避難所の機能を高めるために、みなクルに非常用電源設備を設置致しますが、災害対策は、その規模、種類によって、様々な対応方法を想定しなければならないと考えております。

ご指摘のありました、災害弱者の配慮についても、地域防災計画を基本としながら、また、昨年の胆振東部地震も教訓として、その時々状況に応じて適切な対応ができるよう、検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

次に、自主防災組織の考え方でありませけれども、過去の災害の教訓からも、その規模が大きくなればなるほど、自助、公助と共に、地域で助け合う自主防災組織等の共助の仕組み作りが必要であると言われております。

現在町内では、平成18年、北町連合区に設置され、地域の取り組みとして研修会へ参加や、町と連携した避難訓練が行われております。

他の連合区にも、これまで組織の設置の呼び掛けをしておりますけれども、高齢化の進行など、地域の事情によって設置に至っていないのが現状であります。

しかしながら、災害対応が全町的な規模に及ぶ時は、町職員等のマンパワーにも限界があることから、日頃からの連帯感を持った適切な行動や避難所の運営などにも、地域の力が必要になると考えております。

本年度は、一般町民を対象とした防災講演会を開催致しますけれども、各行政区、福祉関係者、老人クラブ等、広く参加を呼び掛けながら、地域の活動のあり方、重要性について学べるよう、企画をして参りたいと考えております。

また、行政区長連合区長会議、あるいは防災協力員会議でも、今一度、防災意識の高揚に向けて、協力の呼び掛けをして参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きますよう、お願いを申し上げます。

●議長

(10時08分)

3番遠藤議員。

●3番

先程、町長のお話の中で、食事の提供などについては、町民の皆さんの力が重要だと、そういうお話もありましたし、私も本当にそうだと思うんです。

あまり遠慮せずにやはり、そこそこに役員さんがおりますので、そういった時に、いる分だけの食事を役員さんをお願いをしながら、障がい者や高齢者の方々に、それこそ食べるということがとても大事なので、そこら辺は真っ先に、配慮願えたらいいなというふうに思いましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

自主防災組織についてですけれども、やはり、私が、早くから上砂川のイベントに、呼ばれていくんですけれども、そこでは必ず消費者協会の方など、食生活推進委員の方々が、必ず防災に関わるポスターの展示、また、避難食の展示だとか、その時にすぐ役立つような新聞でのスリッパを作ったり、袋を作ったりとかというのを、町民の人たちに、そういう役員さんが講師になって、町民の方に教えているんです。

だから、そういった気楽に出来るようなイベントに、そういうものも盛り込みながら広めていくということが、大事だなというふうに思っていますので、産業まつりだとか、ふれあいまつりだとか、そういったイベントの中でも防災コーナーを設けて、日々、町民の方々に、パンフレット配ったりだとか、そういったようなイベント的なことをやっていければ、また身近なものに感じてもらえるのではないかなと思いますので、そんなような配慮も願えたら、どうかなと思うんですけれども、そういった考えはどうでしょうか。

●議長

(10時10分)

町長。

●町長

ご意見ありがとうございます。

まさに、1点目の配食ということだけに限らず、やっぱりいずれにしても地域の力を借りるというか、地域と一緒にあって、考えをしないか、まさに災害ですから、突然の時に力を発揮できるのは、そういう意識の共有だと思ってますので、その考え方で立って、色々皆さんにご理解を求めていくことをしていきたいというふうに考えています。

2点目の、今、上砂川の事例を示して頂いて、イベントでの啓発ということですが、すみません、私自身、その上砂川の取り組みが具体的にどのような形か承知しておりませんが、例えば奈井江町で色々なイベントがある時に、そこに特別に、また新たに、それぞれの団体に協力を頂いてというのではなくて、それぞれの団体が行っているその中に、それぞれの団体なりに防災意識を持って、啓発の展開を協力してもらおうと。

一つ一つ、いくつも沢山のものを立ち上げるのではなくて、それぞれの団体にも協力をしてもらいながら、町民に対する啓発をするというようなことができないか、そんなことを考えていきたいなと思います。

どうしても団体組織ということに偏ってしまいますと、そこだけの、逆に狭いものになってしまいますので、例えば、女性団体なら女性団体、そういう活動の中に、防災を取り入れて頂くようなことをお願いをするとか、色々な工夫をして、いずれにしても啓発、協力をして頂くような運動をしてみたいというふうに考えております。

●議長

(10時12分)

3番遠藤議員。

●3番

町長の先ほど言われた、団体の方に協力をしてもらうという、そういうことも大事でしょうし、活動の中にそういうことを盛り込みながら、協力を頂く、とても大事なことです。前向きに考えて頂きたいなと思いますので、よろしくお願い致したいと思います。

次に、子育て世代包括支援センターについて伺いたいと思います。

ここ毎日のように、子供たちに関わる事件や事故が多発しております。

ニュースを見るたびに、なぜこんな気持ちになるんだろうと思いつつ、腹立たしくなってしまう毎日です。

この度、子育て世代包括支援センターの設置にあたって、特徴としては、あらゆる相談を受付ける窓口が一つとなること、そして、これらに加えて、教育委員会も巻き込んだ設置だと伺いました。

これまで、この申請をするまでに、あっちの窓口、相談をするにはまた別の窓口というふうに、あちこち転々とするのが、妊婦さんや子育てのお母さんたちにとっては、とても負担があったかと思います。

また一方では、多くの関係機関が関わることから、関係機関同士の十分な情報の共有や連携が難しいということもあったように思います。

そこで、センターの設置ということで、若い人達が気軽に立ち寄って相談が出来る環境作りが重要かと思います。

町民の中でも役場には入りづらい、また雰囲気は暗く、しんと静まり返ってる雰囲気がちょっと苦手かなという、そういった声もあるため、設置場所には配慮が必要かと思います。

提案とさせて頂きたいと思いますが、3つほど考えてみたんですが、オープンでありながらも相談しやすい雰囲気作りが大事であり、プライバシーに配慮した環境作りがとても大事。また、利用者との繋がりに大きく影響するのではないかなというふうに思っております。

2つ目には、センターは、全ての妊産婦また乳幼児等を対象とするため、訪れる妊産婦やら、また乳幼児等に対しての歓迎する、そんなような和やかな雰囲気が出せる、そ

んな工夫も大事でないかなというふうに思います。

また3つ目には、利用者が安心して悩みや相談ごと、家庭の状況等について話すことが出来るよう、可能な限り個室を活用して面談を行うということが良いのではないかなというふうに思います。

今後の設置に向けて、これら私話しましたが、町長の考えを伺いたいと思います。

2点目については、職員の確保についてです。

以前、所管事務調査の中では、保健師の業務も幅広く膨大であり、職員不足ではないかとの声がありました。

職員の確保を要望した経過がありました。

この度、センターでの設置に向けて、なおさらのこと、保健師の補充や、また、今後の場合によっては、社会福祉士、また臨床心理士等の専門職の採用なども考えておられるのか、伺いたいと思います。

●議長

(10時15分)

町長。

●町長

遠藤議員から、2点目の子育て世代包括支援センターの設置ということであります。

まず1点目の気軽に相談ができる環境整備ということですが、まず、子育て世代包括支援センター設置の目的ということですが、これは国の基本的なスタンスだと思っておりますけれども、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠、出産、子育てに関する各種相談に応じること。

次に、必要に応じて、支援プランの策定や地域の保健医療、又は福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。

3つ目に、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康保持、増進に関する包括的支援を行うことなどあります。

議員質問にもありましたとおり、まさに教育委員会等々、要は町内の関係機関全部が連携を取ってということが前提になろうかと思いますが、地域の特性に応じた、妊娠期から子育て期に渡る、切れ目のない支援を提供する体制を構築するというであります。

市町村において、2020年度末までの設置に努めることとされておりますが、奈井江町においては、新年度中の設置を目指して参りたいというふうに考えております。

そこで、1点目のご質問にあります、気軽に相談ができる環境整備の必要性ということで、オープンで明るい雰囲気でありながらプライバシーを、また、和やかな雰囲気個室ということでのご提言でありますけれども、まさにハードとしての施設の建設とかいうところまでは、現実的には今の状況では難しいと考えております。

私の今回の執行方針で述べさせて頂いておりますけれども、機構改革だとか、そういう中で、どれだけ議員からのご要望に応えられるか、これも、今、一生懸命検討させて頂いておりますし、現在、今の対応そのものについても、包括支援センターという形で

のお示しはしていませんけれども、今現在も出来るだけ、プライバシーの保護にも努め、また、和やかな雰囲気、個室でという形で現場では対応してくれているものと、私自身確信をしているところであります。

そのような中で、おもいやり課子育て支援係と健康ふれあい課健康づくり係が中心となって、必要に応じて連携調整しながら、各種相談に応じておりますけれども、保護者同士のコミュニケーションが上手に取れなくて、孤立している保護者がいるというようなこと、また、気配り配慮が必要なお子さんが増加傾向にあること、保護者の養育力低下が見受けられることなど、多くの課題があって、今後この課題に向けて、母子保健と子育て支援の担当者が、より一体となって効果的、効率的に対応できる窓口の統一化を図ると共に、町民が気軽に相談頂けるような環境を整備していかなければならないというふうに考えています。

先ほども申し上げましたけれども、7月を目途に、組織の機構改革を進めて参りたいと思っておりますので、少しでも理想に近い形に近づけるように、努めて参りたいというふうに考えています。

また、2点目の新たな職員の確保についてですけれども、今ほどの子育て世代包括支援センターの職員配置基準としては、母子保健に関する専門知識を有する保健師等を1名以上、また、子育てに関する利用者の支援専門員を1名以上。

これは、保健師等の兼務が可能であるということになっているようでありましてけれども、これを配置することとなっております。

本町のセンター設置における職員配置につきましては、現段階において、現行体制の中で対応して参りたいと考えております。

議員がご指摘の通り、保健師、専門職の採用というのは、これもまた望ましいことではありますけれども、十分そのことについては、理解をしているつもりではありますけれども、私共の行政規模で、近隣の市町と比べた時に、密度的には奈井江町の保健師等々、保健師がまさに専門的なテリトリーを超えた、超えたというか保健師自身のテリトリーが広がっている状態にありますので、そこで、力を発揮して頂いている状況にあります。

更に、これに、新たな職員をとということになりますと、非常に、色々な他の業務に対することも含めて、今現在は難しい状況にあるということ、正直にこれは申し上げなければならぬと考えております。

そのような中で、いずれにしましても、機構改革等々の中で少しでも、より効率的に、住民の皆さん、妊産婦の皆さんのニーズに応じていける体制を作るかということ、今しばらく、皆さんのご意見も賜りながら、検討を進めて参りたいと思っておりますので、ご理解を頂きますよう、お願い致します。

●議長

(10時21分)

3番遠藤議員。

●3番

今、町長の答弁、理解をするところです。

それでも、まずは若い人たちが利用しやすい、そんなような施設を作って頂くということが、非常にありがたいのかなというふうに思いますし、それでも、ちょっと行きづらさがある、事態が重篤になってくるという、そういった心配もあるんですけども、そこら辺は、十分配慮願いたいなというふうに思います。

職員の採用については、現行の中でやっていくということですから、あまりにもここで負担が掛かりすぎても大変かと思うんですけども、今後に向けて、検討を頂きたいなというふうに思いました。

子育て世代は、定住対策のおかげもあって、子供たちが増えている状況にあるようです。

また、センターの充実を今後とも望んで参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、産地ブランド確立支援事業について、伺いたいと思います。

今や、米の消費が低迷する中で、売れる米づくりのカギは、おいしくて、質の良い、米の粒の質の揃った栽培をすることが重要だとも言いますし、また、実りをよくして、米のタンパクを低く抑える、そういったことが、おいしい米の作るカギだとも言われております。

町では、平成23年からこの事業を行っており、農業者として非常にありがたい支援だと思っています。

当時は、ゆめぴりかに夢をかけて非常に大きな貢献して頂いた方のおかげがあって、現在に至っているものと思います。

今年で8年目を迎える支援ですが、今や良い米づくりのカギは、天候にも左右されるということもありますけれども、ケイ酸の導入が重要であるということは、農業者自身が理解を得ていることと思うんですが、今後もこの事業を継続されていくのか、また、新しい支援策を考えられているのか、町長に伺いたいと思います。

2点目については、スマート農業への支援について伺いたいと思います。

今、農業の現場では、課題の一つとして、担い手の高齢化が進んでおります。

農地の維持が非常に困難な方もいらっしゃいます。

また一方では、一戸当たりの耕作面積が増えており、労働力不足が深刻となっております。

そこで、スマート農業を活用することにより、農作業における労働力の軽減を更に進めることが出来るというふうに聞いております。

この度、JAの屋上にGPSの基地局が設置されたことにより、GPS対応機器、また、自動操舵装置の導入などによる支援について、アンケート調査を行いながら、検討頂ければというふうに思います。

本来ならば、新たな支援策として考えて頂きたいところではありますが、財政状況を見ても、非常に厳しい状況であることも十分承知しております。

先程の産地ブランド確立支援事業の中で、検討が出来ないものかを伺いたいと思います。

●議長
町長。

(10時25分)

●町長

3点目の農業の振興という観点からのご質問であります。

産地ブランド確立支援事業についての新たな支援策はどうかということかと思いますが、まず、産地ブランド確立支援事業につきましては、町独自政策として、ゆめぴりかの安定生産と、低タンパク米の生産を支援するために、ケイ酸資材の投入と、いもち病予防対策に対して、平成23年度より支援を行っており、その間、予算額の拡充を2回行って、現在に至っております。

J A新すながわ産のゆめぴりかについては、低タンパク米の出荷においては、全道トップクラスの成績となり、第1回ゆめぴりかコンテストでは最高金賞を受賞するなど、全国的にも知名度が上がり、側面からの支援ではありますが、一定の成果が出ているものと実感しております。

加えて、生産者の皆さんのこれまでの努力によって、ゆめぴりかの里として根付き、現在の地位を築いて頂いていることに対しまして、改めて敬意を表するところでありませう。

過日行われました、ゆめぴりか生産協議会創立10周年記念式典の基調講演において、講師の方から、ゆめぴりかを生産し10年が経過した。生産者の努力でブランドが確立されたけれども、これから先の5年、10年が大切な時期になるというふうに講演を聞いたというふうにお伺いをしました。

このことも踏まえて、現状の支援、新たな支援策の考え方について、ゆめぴりかの生産技術が安定化してきているとは認識しておりますけれども、改めて、農協や関係団体と十分に検証を行いながら、検討して参りたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、2点目の、将来を見据えてスマート農業への支援についてということですが、当町においても、担い手農家1戸当たりの農地面積の増加や、基盤整備による大区画化により、農作業の省力化・軽労化が課題となっており、ICT情報通信技術を活用したスマート農業は、これからの農業には、避けて通れない農業技術の一つと理解をしているところであります。

今年度、労働時間の短縮や、農薬・肥料の経費節減などに効果が発揮されるということから、農協が設置したRTK-GPSという呼び名だそうですが、この基地局に対して、費用の一部を支援したところであります。

これに対応する機器であるガイダンスや、更に、付加機能である自動操舵などの機能を導入することによって、作業機の補助的機能、又は、無人機能が行えるようになりますけれども、購入には、数百万円の投資が必要となり、農業者の負担も大きいと承知しているところであります。

また、この他に、最近では、農薬散布用のドローンにも注目が集まっていると伺っておりますけれども、いずれに致しましても、効率的な作業や、より精度の高い作業を行

うため、将来を見据えたスマート農業の必要性については、十分に理解しているつもりではおります。

今後、地域の営農実態にあった作業体系の確立や、それに伴う、必要機器や機械更新の需要の把握など、また、財源確保を含めた当町の財政事情も勘案しながら、農協や関係団体と十分検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいというふうに思います。

●議長

(10時29分)

3番遠藤議員。

●3番

奈井江町では、農業の様子も私が働いていた頃と比べると、かなり変わって、昭和の古い話になりますが、私は51年に農協に勤めました。

その頃で、農業者は、大体450から470人ぐらいはいただろうと、私は推定するんですけど、そこら辺、ちょっと確認しましたら、大体それぐらいの農業者がいたというお話伺いました。

その時には、1,800町の面積があった。

大体平均で、1戸あたりが3町ほどの耕作をしていたという話を聞きました。

平成20年には264戸、それから10年経過して、平成30年には194戸の農家になって、毎年大体7件ずつ10年に減ってきて、70人が離農したという話を聞きました。

昭和の50年頃には、将来大体100戸の農家になるであろうと。

1戸あたりが大体10町あたりを耕作するのではないかなという予想の下から、高度改善が行われてきたという話を伺いました。

そんなことを思うと、今は、農業者の方まだまだいらっしゃるんですけども、耕作面積10町あたりではなく、まだまだ大体15町から20町、多い人では60町以上ぐらいい、耕作をするようになってきました。

そんなことを思っていると、やはり、今は担い手が不足していて、これまでの農業の仕事が、すごく負担になってきて、担い手もないことによって、大変な状況になってきている。

今は、スマート農業といって、無人でそれこそトラクターが動いたり、田植えが出来たり、色々な作業が効率的に出来るようになってきた。

若い人たちもやはり農業の人たちがそういったところに着目してきているというのが、現状でありますので、将来の農業を見た時に、これが少しでも農業者に軽減が出来て、少しでも耕作面積増やして、効率よくやってもらえたら、またちょっとは違ってくるのかなというふうに思ったりするんですけど、是非、農業者の方からの色々なアンケート調査、頂きながら、今後の農業のあり方というものを検討して頂ければなというふうに思いますし、スマート農業自体がもう、これが今後の農業の私は姿だと思っておりますので、色々検討願いたいと思って、質問を終わらせて頂きます。

●議長
町長。

(10時32分)

●町長

すみません、答えちゃいけないのかもしれませんが、折角の遠藤議員の意見といますか、それに対して私もちょっと意見だけ述べさせて頂きますけれども、今、議員がおっしゃったとおり、まさに私も昭和53年に役場に入りましたけれども、私の大学の卒業論文は、奈井江町の農業でございましたので、議員ご指摘の通り、当時卒論で集約したのは、約400戸ぐらいの農家さんがいて、当時は、奈井江町の平均耕作面積は6ヘクタールぐらいでした。

それが、私としての目指すべき農業としては、大きなところ、新篠津とか、南幌でも、8ヘクタールぐらいが標準の水稲耕作面積でしたので、まずそれを超えて、将来的には12ヘクタールぐらいが平均で、20ヘクタールになれば、安定した農業の経営が出来るんじゃないかなというのは、夢を抱いたのも事実であります。

ただ、それは、当時の食管制度に裏打ちされた水稲作付の考え方の中でありまして、その後、私も担当させて頂いた農政係長、農政課長の時期にですね、大きく変わって今のことになっています。

農家の皆さんはこのことを一つ一つ乗り越えて今がありますから、このことについては、本当に心から敬意を表して、今の奈井江町農業を支えて頂いているんだというふうに認識をしているところであります。

その上で、一つ申し上げますと、今ほど、これからのICTというものが、大規模農業にとって欠かせない、間違いなく、大型の農業経営をしていかなければ、農地の保全とかっていう部分では、これから賄えないのかなというふうに思っておりますけれども、反面、やはり、今、非常に頑張っておりましてトマト、ミニトマト、きゅうり、それぞれのものを含めて、多様な農業形態がなければ、この奈井江町の農業を守れなくなる。

農家の戸数が減少していくということが、果たしてそれでいいのかという疑問を私自身は持っております。

これは、私の認識でございます。

そんなことも含めた時に、これからの奈井江町の農業をどういう形で展開するのかわかることは、何よりも農家の皆さんとじっくり話をしなければならないと思っておりますし、これは、大変失礼な言い方ですけども、アンケートとかっていうことではなくて、これだけの奈井江町の農家戸数ですから、もっともっと身近に議論できる場があると思っておりますので、そういう中で、皆さんの意見を聞きながら、農協さん等々と協議をして、奈井江町が出来る農業施策を展開させていくことが、私の基本的なスタンスでありますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(10時35分)

3番遠藤議員。

●3番

町長から、そういった先々の農業の姿、色々夢持っていらっしゃるかと思います。

私たちも色々な講演を聞いたり、勉強会に行った時には、やはり、空知の農業の人たちは、水田に依存しすぎているので、例えば、今、トマトだとかきゅうりだとか、色々な作物も導入してやっていますけれども、十勝の人たちは、7つ8つぐらいの作物を作りながら、それを色々畑を回しながら、輪作体系を取りながら、経営をやっている。

そういうことが、本当の経営にプラスになっていく経営の仕方なんだという、そんなような講演も聞いてもおりますし、または、奈井江は奈井江独自の色々な農業の施策があるんだと思うんですけれども、やはり見てもやっぱり、スマート農業、若い人たちには、そこに目をつけて行って、先々、そういう農業やりたいという、そういう意思も持っておりますので、是非是非、やはりそこら辺を色々な議論の中で、考えて頂きたいと思います。

質問を終わりたいと思います。

●議長

以上で、遠藤議員の総括質問を終わります。

(10時36分)

(2. 5番三浦議員の質問・答弁)

(10時37分)

●議長

引き続き、総括質問を行います。

5番三浦議員。

(5番 登壇)

●5番

改めまして、おはようございます。

本日は、町長に4点質問したいと思います。

1点目は、町民参加と住民組織の強化についてです。

町長が立候補の時から、訴えてきた、住民自治の推進ということが、町政執行方針で新たな項を起こして記述されていることに注目しております。

まず、新設の町政モニター及び連合区担当職員について、この選出方法と業務の内容についてお聞きします。

次に、住民組織の簡略化が必要ではないかということについてお話したいと思います。

人口減少や高齢化の中で、区や連合区の役員のなり手が少なくて困っております。

特に、公営住宅がなくなった区では深刻です。

区の再編を早急に検討する必要があると思います。

また、少子高齢化の中で、町内会に託される任務が増え続けています。

高齢者や障がい者支え合い、孤立しがちな子育て世帯の支援、更に先ほど、遠藤議員の質問にもありましたように、災害があった時の対応、そういうことも期待されているということで、仕事がどんどん増えてくるのに、支える側の人は減る一方です。

ですから、町が、町内会から、こういう人を選出して欲しいというふうに来て、役員や委員は最小限度に、そこを絞って頂きたいという思いです。

そして、事業の改編などで、もう選出しなくてもよくなったという役員や委員については、速やかに、町内会側に伝えて頂きたいと思います。

また、町内会の様々な問題を解決するために、役場に相談する時に、色々な課があるので、なかなかその課に行きつけないということがあります。

それで、ワンストップで対応してもらえたいというふうなことが、町内会の要望です。

私の住んでおります南町の町内会では、もう既に、町長が12月に発言された時に、連合区の担当職員を考えていきたいということを発言されているので、その仕事を、ワンストップを担ってくれる人が、今度は選ばれるんだというふうに、もう期待をしているところなんです。

このような、住民組織の簡略化について、町長はどうお考えか、このことについて質問致します。

●議長

(10時40分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

三浦議員からの町民参加と住民組織の強化ということでのご質問であります。

まず1点目の、町政モニターと、連合区担当職員の業務内容ということですが、この新たな取り組みにつきましては、本年7月の設置を予定して、今、設置の要綱ですとか、業務のマニュアル等の詰めをこれから行っていくことなると思っています。

大枠として私の基本的な考えについては、町政モニターにつきましては、連合区でありますとか、いくつかの、教育ですとか、福祉だとかそういう関係機関等々をベースとして、6名ぐらいお願い出来ないかなというふう考えてます。

これは、連合区の代表ということではなくて、それぞれ、本当に生活を基盤として、「ご意見番」とでもいいでしょうか、私に直接、色々なご助言を頂けるような、そんな専門的・客観的な知見をお持ちの方をお願いしていけないかというふう考えております。

また、連合区の担当職員につきましては、市街地区では連合区単位ぐらいに、また、農村地区は大きく2つぐらいに分けて、担当職員を配置して、行政との意思疎通を図り

ながら、各地区における疑問や課題の解決など、より住民自治を高めるイメージを持って設置を考えております。

過去において、色々な自治体が、この同じような名前で行っていますが、私としては、住民の御用聞きになるつもりはなくて、そうじゃなくて、本当に、調整、コミュニケーションをとる、連合区長さん、区長さんが大変ご苦労して、地域に意見を吸い上げて、それを行政に反映して頂こうという時に、そこに対して、きちんと交通整理をするような形で、私共の職員が関わっていく、その連合地区ごとの実情をよく把握しながら関わっていく。

そんな形で両方を繋ぐという意味での担当ということイメージしているところであります。

いずれに致しましても、先ほど申し上げましたとおり、私の考え方を内部でよく議論して頂いて、本当に住民参加のためにどういう形がいいのか、私の考えにまだプラスするものがあるのかどうか、ここら辺を十分これから議論して参りたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

次に、住民組織の簡素化ということですが、新年度の区長や地区推薦の委員については、既に文書等でご報告の依頼をしているところでありますけれども、各行政区においては、地域住民の高齢化などにより、役員のなり手が少ないなど、課題が多いことも認識をしております。

一方、多様化する社会のニーズに対応する中で、行政の役割、住民の役割をお互いに補完しながら、また、地域の支えあいを、より深めながら、地域づくりを進めていかなければならないということも、実態かと思っております。

依頼をしております各種委員等は、連合区長、行政区長のほかに、交通安全、日本赤十字関係など5つの役職について、お願いしておりますし、その他、行政が所管するもののほかに、各団体の運営にも関わる部分もあって、慎重に検討していかなければ、簡素化ということについては、慎重に検討していかなければならないかなというふうに思っております。

いずれにしましても、今後において、依頼するにあたって、まず、活動の予定や内容などを、分かりやすくご理解を頂いて、そして、そのための工夫として、依頼の仕方も含めて、検討して参りたいと思っております。

これまでのような、業務、委員等について、漫然とお願いをするのではなくて、まず、そのそれぞれの果たす役割を理解して頂くことが、やっぱりやって頂く方にとって、納得をして、活躍頂けることになると思っておりますので、そんなことにまず、配慮していきたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長

(10時45分)

5番三浦議員。

●5番

今ほどの答弁で町政モニターというのは、6名ぐらいを考えているってことなんです

けれども、町から依頼される色々な委員や役員の方というのが、ものすごい種類ありますよね。

事務報告を見ると、色々な委員会があって、そこに何人かずつ、こういうふうに出選されていて、よく見ると、いくつにも渡って、役員を引き受けているという方がいるということで、ここで、また6名選んだ時に、更にまた同じことが繰り返されるのかなというのが、ちょっと私は心配しているところです。

まちづくり町民委員会とは、また全然違う役割なんだなということを、今ちょっと考えているんですけども、この点についても、今後、こういうことで、こんなふうをお願いするんですよということを、やっぱり広く町民にも、こういうことでお願いしたんですってということが分かるようにして頂きたいなというふうに思っています。

それから、連合区の担当職員についてですけども、御用聞きではないんだということなんですけれども、こちらも、御用聞きでは困るんですよ。

やっぱり、連合区の色々な問題、特に会館の維持については、金銭的な問題が今もう深刻なんですよ。

住んでいる人が少なくなるものですから、町内会費で集めるお金が以前に比べたら本当に半減しているような状況で、それで会館の修理とかする時に、町の補助も受けるんですけども、町内会も独自で出さなければならないので、出すお金が無くなってきているというところが今の深刻な悩みなんです。

ですから、そういう金銭的なものも含めて、本当に相談に乗って頂ける、対等平等な関係で相談にのって頂けるという方を期待しているということをお伝えしておきたいと思います。

まずその2点について、町長のお考えを伺います。

●議長

(10時48分)

町長。

●町長

まず1点目は、いずれにしましても、繰り返しますが、町政モニターということについては、役職を増やすということではなくて、なかなかそれぞれ委員であれば、今の形の中では、団体を背景にして、ご意見を頂いたりすることが多いかと思います、

そういうことではなくて、本当に、生活の中で、音楽ひとつ、学校教育ひとつ、色々な形のものを生活者目線で、私に言って頂ける方を私からお願いをしたいという考えでありますので、ご理解を頂きたいと思います。

今ほどの後半の担当者ということについて、金銭的な部分の相談と言われると、それはまたちょっと違うのかなと思っておりますから、ただ、何回も申し上げるとおり、これも、行政と地域の皆さんが悩んでらっしゃることを、道筋をつけて、結局、その担当者が全部当然理解できるわけではありませんので、まさに、そういう意味ではワンストップといいますか、そこに行ったら、あそこに行って相談しましょう、一緒に行って相談しましょうとあって、ご案内をするようなイメージを持って頂いた方がもっと分かり

やすいかなというふうに思います。

本当にこれから、その中身、皆さんにもこういうことですのでお示しをしなければなりませんから、そこら辺は十分内部で相談をして、お示しをした上で、ご理解を頂きながら、進めていかないと、折角、職員を置いても意思の疎通に繋がりませんので、これからそういう形で進めさせていただきます。

●議長

(10時49分)

5番三浦議員。

●5番

金銭的な問題は、その方に解決してもらおうという気はないんですけども、やっぱりすごく深刻だということを、伝えて、色々なところと、町内会が相談できるような、そういう段取りをつけて頂ける方を期待しているという意味です。

それから、町内会の役員を依頼するということでしたけれども、例えば、赤十字の担当の方を2名選ぶということになっていて、新年度、また続けてくれますかっていうふうに、その方の家に私はこの間、お願いに行ったんですよ。

そしたら、やってもいいんですよ、やってもいいんですけども、去年1年間なんにもなかったんですよって言うんですよ。

そういうことが、なんなんだろうというふうに思うんです。

だから、本当にこういうことをしてもらおうので、何人必要なんだということをきちっと示して欲しいということです。

そのことを要望致しまして、この質問は終わりたいと思います。

2点目に、若い世代の定住の拡大について質問します。

先日、奈井江商業高校の卒業生のクラス会がありまして、

久しぶりに若い人と話す機会がありました。

町内の企業に勤めているという独身の男性でしたけれども、美唄から通勤しているというので、確か、美唄が親元ではなかったよなというふうに思いながら、なぜ、美唄から来るんだ、なぜ奈井江に住まないのというふうに聞いたら、アパートの家賃が高いつて言うんですよ。

美唄は、以前、短大があったので、学生向けの安いアパートが沢山あって、3万円台ぐらいで、大体入れるんだって言うんですね。

そういうことで、奈井江町では、若い人への家賃補助をしているだよという話をしたら、それは、知らなかったということでした。

近年、町内で民間のアパートが次々に新築されているんですが、町のホームページで家賃を調べると、おおむね5万5千円から6万円ということで、確かに、これでは、非正規など不安定な働き方をしている若者は、ちょっと手が出ないだろうなというふうに思いました。

ただ、立地企業の中には、社員に家賃補助を出しているところもありますし、それと、町からの補助と合わせると、奈井江町のアパートも選択肢の中に入るのはないかと思

います。

ですから、町のホームページの借家情報の欄を開いたら、そのところに、町でも補助をしているんですよというようなことが書かれていれば、ちょっとは違うのかなというふうに感じまして、若い人たちの選択肢に入れてもらえる工夫をして頂きたいなというふうに思いました、

その点について、お聞きしたいと思います。

それと、もう1点なんですけれども、町の公営住宅の空き家が、いくつかあって、増えてきているような気がするんですけれども、増えてくるのは、例えば、南町8区のみり団地や、東町の5区7区のところにある団地なんですけれども、そこが空くというのは、車を持たなくなった高齢者の方たちは、そこから町に出て来るに手立てがないので、そういうところは、敬遠していくから、空いてくるのかなというふうに、感じるんですよね。

それで、こういう公営住宅を、空き家のままで置くのはもったいないというふうに思うんです。

例えば、南町8区のみり団地には、単身用の公営住宅はないんですよね。

みんな、家族用なんです。

ですから、例えばそういうところを、ずっと空いているんだったら、収入の少ない単身者が入れるように変えることは出来ないのかということについて、2点質問したいと思います。

●議長

(10時54分)

町長。

●町長

まず、民間アパートの家賃助成ということでありまして、平成27年度から始まった第6期の前期まちづくり計画の柱として進めて参りました定住対策のひとつとして、若年の単身世帯、若年のご夫婦、また、子育て世帯を対象に、民間賃貸住宅の家賃に対して助成を行って参りました。

助成開始当初の平成27年度は25件だった助成件数も年々増加して、31年度は41件を見込んでおります。

家賃助成につきましては、制度設計の段階で、町内企業を対象に「定住対策のアンケート調査」を行なった中で、希望家賃額は、これは議員も今ご指摘の通り3万円台ぐらいが望ましいというご意見も頂いたようです。

希望助成額は1万円ということで、それぞれ回答結果が一番多かったことを踏まえて、企業における住宅手当等を勘案して試算を行って、最大1万円を限度とした取り組みを進めて参りました。

住宅施策は、総じて一定の効果が出ていると考えておまして、平成31年度もこれまでと同様の内容で家賃助成を継続して参りたいと考えております。

また、これまで定住対策のPRは、ホームページや新聞折り込みをはじめとして、北

海道住電精密株式会社の芝桜まつりや首都圏等で行っております移住・定住のイベントにも参加して、PR活動を行って参りました。

平成31年度におきましては、新たに若い世代をはじめ、新聞を取っていない世帯へのフォローということもできるように、地域情報誌への広告の掲載、さらには、制度のPRに意を用いて、ホームページづくりにも取り組んでいくなど、PR活動を充実させていきたいと考えております。

平成30年度は、例年に比べ民間賃貸住宅の建設が多かったことから、新たな入居者に対する助成制度のPRも着実にしていきたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

次に、若い世代を対象とした、公営住宅の管理ということであります。

公営住宅は、公営住宅法に基づいて、低廉な家賃で住宅に困窮する低所得者世帯を入居の対象者ということになっております。

従前より当町の公営住宅の建設にあたっては、複数名で、いわゆる世帯ですね、入居することを前提として、整備を進めて参りました。

現在、単身世帯が入居できる団地としては、北町団地と宮村団地の一部で居住可能となっておりますけれども、高齢者や生活保護を受給している方などが対象で、若年の単身者については、入居の対象となっております。

若い世代の単身者用住宅として、宮村の特公賃住宅1棟12戸がありますけれども、これも中堅所得者を入居の対象者として管理運営を行っております。

ご質問にあります、若い世代の定住の拡大ということについては、今後、議員ご指摘の長期空き家、これの入居促進の観点などから世帯向けとなっている住宅の運用方法、これを、若年単身者への受け入れも視野に入れて、区域を限定をせざるを得ないかと思っておりますけれども、モデル地域的に、設定して、入居可能なように仕組みが変えられないかどうか、今、内部で検討をさせているところでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

●議長

(10時58分)

5番三浦議員。

●5番

民間のアパートの家賃補助ですけれども、設計した段階の普通の家賃と、多分、今すごく上がってきていると思うんですね。

そういうところを、今後、検討して頂けたらと思います。

それから、公営住宅への若年の単身者ということ言えば、車は持っていて、仕事にはついているんだけど、私の知っている中で、仕事が本当に変わるんですね。

色々な理由で、こういう仕事の中身がなくなったのもう明日から来なくていいですってというような、非常勤というか、非正規の方たちが増えているので、すごく変わっていくということで、短期間でいいから入れるというような、そういうようなことも考慮しながら、今検討していくという単身の低収入の若い人たちというのも、考えの中に入

れていって頂きたいなというふうに思いますが、この点についてはどうでしょうか。
短期間でいいという人もいるということで。

●議長
町長。

(11時00分)

●町長

三浦議員の今のご質問ですけれども、非常に、デリケートな問題になると思うんですけれども、低所得者を対象とした公営住宅というのが、基本的な、公営住宅法の問題であります。ただ、そこが、例えば、無職であるとか、即定職についていないということになりますと、これはやはり、それはそれでまたちょっと取扱いが別になっていきます、現状ですよ。

ですから、そのこのところを、今、本当に、無職無収入でありますとか、今度その場合、生活保護ということと整理することと、今の門戸を広げてということになりますと、ここの整理については、極めて私共、いち町として、難しい課題だと考えており、ご指摘の頂いていることの意味は十分理解しますけれども、このこのところは、これからどういう形でできるのか、町としてやれるのかどうかも含めて、ちょっと勉強させて下さい。

今、申し訳ないんですけれども、今、このことについては回答は、差し控えさせていただきます。

ただ、1点これは実は私が新年会だったと思います。

向ヶ丘地区にお邪魔した時に、お年寄りの方たちが、今まで戸建ての住宅に、自分の家に住んでいたんだけど、もう、パートナーが亡くなって、配偶者が亡くなって一人になってしまっていて、なかなか家の維持が、そして家も古くなってというようなことで、なんとか、まさに同じ地域にある、向ヶ丘の住宅に入れるような仕組みが出来ないだろうかというようなこともありました。

冒頭申し上げた通り、世帯向けの住宅でありますから、それ自体は、今の状況では難しいんですけれども、それをどういう形で解決できるか考えてみましょうねということで、1月に指示を出したところなんです、今、たまたま三浦議員がご指摘のことも、それはまさに若年でありますけれども、同じような課題だと思って、そこも含めて検討するように指示をしておりますので、今しばらく時間を頂きたいと思っております。

●議長
5番三浦議員。

(11時02分)

●5番

検討して頂けるということで、都会に行くと、今、若い人が1軒を何人かで住むシェアハウスっていうんですか、そういう仕組みも使っているということが、ドラマなんかを見ると出てくるので、そんなにうまくいくのかなという気もしながら見ているんですけれども、そういうことで、若い人たちが本当にどうやって暮らすかということについ

ては、奈井江町としても、すごく大事な問題じゃないかなというふうにも思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3点目にいきます。

国保税の子ども均等割減免で子育て世代支援ができないかということについて、町長に質問します。

国保税については、高すぎる、住民の暮らしを苦しめている、国民健康保険制度の根幹を揺るがすというふうに言われています。

全国知事会や、市長会、町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国民健康保険が、他の医療保険より保険税が高く、負担が限界にきているとし、国民健康保険を持続可能とするために、被用者保険との格差を縮小するような、抜本的な財政基盤の強化が必要というふうに主張しています。

日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度を守るために、低所得者の保険税を引き下げよう求めています。

この25年間で、1人当たりの国民健康保険税が6.5万円から9.4万円に増加し、同じ時期に、国民健康保険に加入している世帯の平均所得が276万円から138万円に半減しているということも言われています。

国民健康保険制度がスタートした当初は、政府は、国民健康保険は、被保険者に低所得者が多いことや、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても不足分は国が負担する必要があると認めていたものです。

ところが、1984年に、政府が、国民健康保険への定率国庫負担を減らしたのを皮切りに、国の負担分を減らし続けてきたことが、国民健康保険税が上がり続ける理由の一つだと思います。

国民の4人に1人が加入している国民健康保険が、他の医療保険制度に比べて、大変重い負担を強いる制度になっているということで、高すぎる保険税問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保する上でも、重要な政治課題だと思います。

また、もう一つ、国民健康保険税が、雇われて働いている人々が加入する健康保険と比べても、著しく高くなる要因が、国民健康保険にしかない均等割、平等割という保険料算定の方法です。

雇われて働いている人が加入する保険では、保険料は収入に保険料率をかけて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。

ところが、国民健康保険税は、所得に保険料率をかける所得割、それから、固定資産税の額に応じてかかる資産割の他に、世帯員の数に応じてかかる均等割、各世帯に定額でかかる平等割を合計して算定されます。

このうち、資産割や平等割は、市や町の判断で、導入しないことも可能ですが、均等割については、法律で必ず徴収することが義務づけられています。

その結果、低所得者には、一定の減額があるものの、子どもの数が多いほど国民健康保険税が上がるということになり、子育て支援に逆行しているという批判がされる所以です。

そのため、子どもの均等割について、独自に減免する自治体が広がっており、全国で少なくとも25の自治体が、減免をしている、またはする、これからするということで、昨日付のしんぶん赤旗で報告されていました。

そこで、奈井江町では、子どもの均等割分を支払っている世帯数、その子どもの数、その分の均等割保険税はいくらぐらいになるのか。

また、町として、今後、子育て世代、とりわけ多子世帯への支援策として、子どもの均等割分の減免を検討することができないか質問致します。

●議長

(11時08分)

町長。

●町長

国保税の問題ですけれども、まず、冒頭申し上げますが、国保税の課題ということについては、今、議員ご指摘のとおりで、これは、誰がということなく、皆ご指摘の通りですし、私自身もこのことについては十分認識をしているつもりであります。

まず、国保税均等割の対象者について、先に回答させていただきますが、全体の世帯数の5%にあたります35世帯。

高校生以下の人数は、64人です。

全体の被保険者数の5.8%にあたって、この分の税額が、190万円ということになります。

今ほど議員からのご意見にもありましたけれども、ご承知のとおり、国民健康保険制度は、住民相互の連帯意識に支えられ運営されていると共に、保険税については、被保険者の負担能力に応じて賦課される応能分と、受益に応じて等しく賦課される応益分で構成されておりまして、その応益分については、低所得者には、7割、5割、2割の軽減措置も講じられています。

保険税賦課徴収の権限は市町村にありますけれども、子どもの均等割減免をした場合については、それに相当する部分が、まず基本的に均等割を減免するということが可能かどうかというのは、さっき、議員がおっしゃったとおり、本来法律にちゃんと謳っているんですけれども、万が一それをしたとしても、それに相当する部分が今度、他の被保険者が負担するというのに、仕組みとしてはなるわけです。

奈井江町では、これまで、子育て世帯と十分議論させて頂いて、子どもの医療費の無料化や小中学校における第2子以降の給食費の無料化など、色々な形で、財政状況も勘案しながらですけれども、支援策を講じて参りました。

このことが、多くの保護者にも、安心して子育てができるまちとして、少しずつ実感頂いているのではないかなというふうに思っているところであります。

今ご質問の国民健康保険制度の構造そのものについては、まさに議員が指摘頂いたとおり、構造的な問題でありまして、これは、国において、きちんと議論されるべきものであるというふうに思っております。

現在、奈井江町において、独自に、この減免制度を導入することについては、考えて

おりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

●議長

(11時11分)

5番三浦議員。

●5番

今の質問にありました、国において、解決すべき課題ということは、高橋はるみ知事もそのように答弁していたということが報告されておりますけれども、結局はそこに行き着くんだと思うんです。

ただですね、奈井江町の場合、ホームページを開いて、子育て支援のところをずっと見ていくと、本当にダークと出てくるほど、子育て支援については色々な施策がされているということは、あれを見れば、町民の皆さんも分かると思うんですね。

ただ、実際に、保険税が払えない、払うことが厳しいという状態の家族については、払えないから保険証がもらえない、もらえないから病院に行けないというような、そういう悲惨な状況があるということが、報道とかではなされているんですけども、奈井江町でどうなんだといったら、私が知っている限りでは、そういう事件になるようなことは、聞いてはいないんです。

ただ、この件につきましては、先ほど町長が言いましたように、保険の中で、こっちをとると、こっちが負担になるというふうにするということは無理だと思うんです。

ですから、先ほど、私が申し上げました、独自に減免する自治体の中では、違うところからもってきて、その分を補てんしているということで、ある自治体では、ふるさと納税をうめこんだらうまるという、きっとふるさと納税がすごく集まっている町なんだろうなというふうに思うんですけども、そういうようなこととか、他に影響を与えないようにということで、解決していくということが大事ななというふうに思います。

この件につきましては、議会としても、国に対して、この制度何とかして欲しい、変えて欲しいということ、要望していく、意見書をあげるなどの要望していくことも大事だと思っておりますが、町としても、本当に町村会などを通じて、しつこいほど道や国の方に、改善して欲しいということをどんどんあげていって欲しいと思っておりますけれども、この件について、どうでしょうか。

●議長

(11時14分)

町長。

●町長

本当におっしゃる通りだと思っております。

これについては、皆さん、きっと議論の余地はないんだと思っております。

ただ、現実的に、今の仕組みの中で、まさに社会保障費がどんどん膨張していく中で、国としても、そこに踏み込めないでいて、逆に、国民健康保険と社会保険だったところに、退職者医療制度だとか、後期高齢者医療制度だとか、介護保険だとか

ていって、対処療法的に分断していったのが、今の状況だと思っておりますから、そういうことも含めた時に、なかなか難しい課題だなというふうに思っておりますし、一つには元々が、私自身も国民健康保険担当しておりましたけれども、かつては、国保については、今議員がおっしゃったとおりで、社会保険も、自分が退職しても息子さんと一緒に同居しているがゆえに、その人たちの扶養になって社会保険制度の中で、高齢者も支えてくれた、それがどんどん核家族することによって、家族がなく、みんな今度、国保に流れていくというようなことから、退職者医療制度だとか、後期高齢者医療制度だとかいうふうにまた細分化せざるを得ないようになってきたのも、実態かなというふうに私自身は認識をしております。

そういう中で、今、ご指摘のように、子育て支援をどう支えるかといった時に、まさに、他からの財源手当てをして、この国民健康保険の子供たちの減免をとということではありますが、私としては、その財源を、今、皆さんと議論した中で、色々な、奈井江町としてどういう形の子育てが一番適切なのかということまで議論してきたというふうに捉えておりますから、その視点の中で、大きな視点の中で、やっぱり、子育てをどこに力を入れて子育てをするのがいいのかという形で皆さんと議論をさせて頂きたいと思っておりますし、そういう意味で、それともう一つは、普通調整交付金の減額など、ペナルティも覚悟でやっているという趣旨で説明を致しましたが、交付金の減額といったペナルティは、今、ないということであります。しかしながら、北海道国民健康保険運営方針において、これは厚生労働省から示されたものと同じでございますが、他会計からの法定外繰入は、解消すべきものとして、段階的な解消に取り組んでいただきたいとの方針が示されております。

そういう意味で、子育て支援は別な支援で取り組みたいというふうに考えています。

●議長

(11時16分)

5番三浦議員。

●5番

根本的な解決は、国のやり方を変えるしかないのかなというふうに思っているんですけども、今、おっしゃられたように、2世帯、3世帯が暮らしていたという、そういう暮らし方と、変わったわけですから、やっぱり個別に暮らすようになったという人々の中の弱者のところに、しわ寄せがいかないという方向を大事に考えるべきかなというふうに考えております。

この件については終わりたいと思います。

最後の質問ですが、奈井江すこやかプラン2-1に関連して質問します。

平成31年度、本年度ですけれども、重点目標は、生活習慣病予防と禁煙推進となっております。

空知では、美唄市が条例を作って、禁煙推進に力を入れているようです。

また、親が家庭で喫煙をしていると、子どもにとって、吸いはじめのハードルが低くなるという統計があるそうで、子どもの前で吸っているかどうかを繰り返して調査する

ことで、親の喫煙率を下げたという市町村の取り組みもあるというふうに聞いております。

奈井江町でも、禁煙推進については、長年に渡り、取り組んでこられたところですが、事業の進捗状況と、今年の主な取り組みについて伺います。

●議長
町長。

(11時18分)

●町長

すこやかプラン21の中での禁煙ということであります。

すこやかプラン21における新年度の重点事業であります、禁煙の推進でありますけれども、大きく3つ、未成年者の喫煙防止、受動喫煙の防止、禁煙しやすい環境づくりを広げて、喫煙者を減少させよう。

この3つを目標に掲げて、事業を進めて参りました。

更に、具体的な取り組みとして、自分自身・家族でできること、地域みんなでできること、行政がすることに区分して、推進しているところであります。

これまでの進捗状況でありますけれども、事業の推進にあたっては、町民や関係機関、団体に組織する、すこやかプラン21町民委員会において、また、行政の関係部署で組織する、すこやかプラン21推進委員会において、計画の進捗状況や評価を行い、様々な意見等を頂きながら、全町的な禁煙対策の取り組みを進めております。

更には、町内事業所との職域保健推進連絡会議を開催して、各事業所における禁煙、分煙対策の取り組みについて情報交換しながら、相互に今後の対策の参考としているところであります。

この他、保健センターでは、禁煙に対する理解を求めるために、各保健事業の中での情報の提供や各事業所からの依頼を通じて、保健師による健康講話の開催、広報等によるたばこの健康被害の周知など、禁煙推進に向けた取り組みを行って参りました。

次に、新年度における主な取り組みでありますけれども、2018年7月に公布されました健康増進法の一部改正によりまして、受動喫煙の防止対策等がより強化されたことから、町民への広報、健康フォーラムなどを通じた、たばこによる健康被害を周知し、理解を求めながら、禁煙意識の普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止に向けた町内各事業所、飲食店等との連携、環境整備への理解と協力を求めて参りたいと思っておりますし、合わせて、禁煙意思のある人への医療機関による禁煙外来の紹介など、サポート体制を強化して、たばこによる健康被害の防止や喫煙率の減少に向けた対策を、一層推進して参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長
5番三浦議員。

(11時21分)

●5番

タバコは、嗜好品だということで、すごく難しい問題だなというふうに思うところもあるんですけども、でも、嗜好品ではありますけれども、現在の医療の中ではやはり、がんとか、血管系の障がいの原因になっているということは、はっきりしているわけですから、町民の健康を守るという点からもこのところは、大事にして行って欲しいなというふうに思っています。

先ほど、親が吸っていると子供が吸いやすい環境になるという話をしましたけれども、こういう施策を進める町としても、やはり奈井江町民に見本を示すということが、大事かと思えます。

そういう点でも、町職員も全員がとはいいませんが、極力、禁煙、節煙に向けて、頑張る必要があるかなというふうに、思うんですが、この点いかがでしょうか。

●議長 (11時22分)
町長。

●町長
同感でございますけれども、強制できませんので、本当に私自身も26歳までタバコ吸っておりましたし、今でも、職員に怒られるかもしれない、酒の席でたばこのがつくと、家に帰ると自分でも嫌ですから、みんなに頑張れという、督励をしたいと思います。
以上です。

●議長 (11時23分)
5番三浦議員。

●5番
是非、そこところを、町長、少し声が小さいような気がするんですけども、そのところだけは、大きい声でお願いしたいと思います。
これで質問を終わります。

●議長
以上で、三浦議員の総括質問を終わります。
ここで11時35分まで休憩と致します。

(休憩) (11時23分)

(3. 2番竹森議員の質問・答弁) (11時34分)

●議長
休憩前に引き続き、会議を再開します。

引き続き、総括質問を行います。

2番竹森議員。

(2番 登壇)

●2番

今回、町長に、防災対策と農業振興について、質問をします。

よろしくお願いします。

1つ目の質問は、昨年9月に発生した、胆振東部地震をはじめ、近年頻発する自然災害に備え、奈井江町は、2月19日、地図会社ゼンリンと、災害時に地図製品を提供してもらう協定を結びました。

新聞報道もあり、概要については知るところであります。もう少し、詳しく説明をお願いします。

また、その地図を、災害時、対策本部だけで利用するのか、また、全町的な大規模災害の時、外からの支援があった場合、どのように被害状況を共有する計画なのか伺いたい。

また、最初の趣旨とはちょっと違うんですけども、この協定の中では、私たちがいつも利用している紙媒体の地図のほか、インターネット配信の住宅地図をパソコンで利用できるのとことですが、このことを契機として、GISいわゆる地理情報システムを導入し、役場の各課をまたぐ地図情報の共有化ができないものか、その展望があればお聞きしたい。

今、GISを導入し、業務改善している自治体も増えているところあります。

奈井江町もこれを導入することで、自治体や関係機関との業務の効率化や共有がより、たやすくなると思うのですが、以上について、質問致します。

●議長

(11時36分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

竹森議員からの防災についてのご質問でありますけれども、先月2月に締結致しました株式会社ゼンリンとの災害時における地図製品等の供給等に関する協定について、お答えをして参ります。

この協定では、まず、災害発生時の使用に限定されますけれども、最新版の住宅地図5冊の無償貸与を受けたほか、その地図の複製利用の許諾を頂いております。

また、災害以外の平常時においては、住宅地図インターネット配信サービスの無償の利用許可、全町地図5枚の提供を受けております。

貸与された地図は、数年おきに無償で交換されることとなっております。

災害時には、提供された住宅地図に基づき、対策本部、警察・消防等の関係機関が、被災地域や避難等に関する情報を共有し、災害対策がよりの確に行われるよう、活用して参りたいと考えております。

次に、住宅地図データシステムGISに関するご質問であります。

今回の協定の話し合いを進める中で、この災害のこととは別に、別途、株式会社ゼンリンが開発した住宅地図データシステムの有償による使用について、ご提案を頂きました。

協定内容に含まれる、住宅地図インターネット配信サービスについては、地図画像を画面に表示することに留まりますが、GISを導入するシステムにより、自治体が保有する、要援護者等の住所データを地図画像に表示することができるというような内容でもありました。

これによって対象者の住宅位置を瞬時に特定することが可能になり、発災時に限らず、各部署の業務で行われる「場所」の特定に活用できるシステムであります。

1か月間このシステムの試験利用ということも提案されておりますので、4月以降になりますけれども、この内容について、十分検証をしながら、将来の導入については、検討して参りたいというふうを考えております。

よろしくお願ひ致します。

●議長

(11時39分)

2番竹森議員。

●2番

今のゼンリンとの協定ということで、担当の方ともちょっと話したんですけれども、この地図の提供については、私が知ったのは、昨年ですか、九州北部地震があって、ゼンリンの本社は福岡にあって、そのことでゼンリンが大々的に地図を自治体に提供する。

自治体もそうですし、援護に来た警察、自衛隊、消防等に、無償で貸与をしたことで、会社自体の広がりを見せた、会社の経営戦略もあると思うんですけれども、奈井江町においてもやはり、聞くと北海道内でも、自治体として、こういう協定結んだのは早い方だと、空知管内でも何番目かということで、早い方だと聞いております。

町長が変わって、すぐこういうことがあったということは、すごい良いことだなと思っております。

災害、厚真町であんな地震が起きるなんて、誰もが思わなかったことで、奈井江町についても、自然災害が少ない町だということに、住民も役場の方も理解していると思うんですけれども、やはりこういうことは多少コストは掛かるんですけれども、地道に取り組んでいってやって頂きたい。

今回、遠藤議員なども話して、私のこれからの質問にも関わるんですけれども、やはりどうしてもICTというか情報技術を使ったデジタルの媒体というのは、当然必要だと思うんですね。

それがやっぱり町長がおっしゃったように、一瞬にして、みんなが情報を共有できる。

住民もできれば、そういうものをある程度、共有しながらやっていけばいいというふうに考えています。

その取り組みについて、やっていけるということなので、期待をしているところでもあります。

それと、後段のGISの地理情報システムなんですけれども、それは、やはり、折角のこういうゼンリンのお付き合いが出来ているということで、私としては、早期に検討するというお話だったんですけれども、現在も、多分、農政課などは、土地改良区などのGISの地図なども利用しているように聞いております。

農協でも昨年GISの地図を、聞いたんですけれども、250万円ぐらい使って、かなり、事務効率の効果が上がっているということなので、役場でも、一般的な住宅地図に限らず、農業も含めた中で、GISのシステムを早期に導入して頂きたいんですが、その点はどうでしょうか。

●議長

(11時42分)

町長。

●町長

まず2点かと思いますが、1点目について、まさにおっしゃるとおりですし、なによりも、発災時に、要援護者であるAさんのお宅にといった時に、それがすぐ共有できる、まさに情報をきちんと共有した時に、少しでも被害を食い止めることが出来るというふうに認識をしております。

そういう形で、どこまでこれが、活用できるのか、そういう意味での検証も必要だと思っておりますし、取り組んでいきたいと思いますが、後ほどのことも含めてですけれども、このゼンリンのシステムが、要は、奈井江町にある色々なデータ管理とうまくリンクさせていくのかということも一つ大きな問題ですし、まさにセキュリティの問題だとか、色々なものがあります。

それも含めて、本当にやっぱり単純に導入していいという話になりませんので、情報が情報だけに、しっかり検証させて頂いて、前向きにちゃんと議論をしていきたいというふうに思っています。

2点目の、農業関係で、農協さんでも改良事業にという話ですけれども、農協さんのシステムが、具体的には承知しておりませんが、土地連さんだとか、作ったやつなのかなというふうに思いますが、これが、今言った通り、ゼンリンのやっているGISと同じものであればいいんですけれども、きっとそうじゃないと思います。

そうする時に、まさにどれを選択するか、また多様なものを導入することによって、その効率だとか、色々なものもまたロスが出てくるわけですから、そんなことも含めてしっかり議論していかなければならないことだと思ってます。

ただ、議員がおっしゃられたとおり、先ほどの遠藤議員のこともそうですけれども、まさにこれから、そういうもの、AIだとか、色々なものが進んでいくのは間違いないことですから、それをきちんと行政だとかに反映をさせて、効率よく、運営をしていく

ということが求められるということについては、職員も含めて全員共有していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

●議長

(11時44分)

2番竹森議員。

●2番

このことについて、町長、検討するということでもありますので、なかなかデジタルについては詳しくないととっつきにくい面もあるので、市町村も導入している町もあると思います。

農協なども導入しているということで、導入しているところと色々研究しながら、早期に導入して頂くことを期待して、この質問を終わらせて頂きます。

2つ目は、農業の振興についてであります。

奈井江町は、基幹産業の1つである農業に、多種多様、多額の施策を行っています。

その支援策には、農業者の一人として、私も、大変感謝しているところであります。

長年にわたる土地改良事業の継続や、米穀調製施設「ライスターミナル」の支援、産地ブランド確立支援事業などがあったことから、今日、全国で評価されている奈井江町産「ゆめぴりか」となった、一つの大きな要因でもあると思います。

ゆめぴりかの栽培も10年が経ちました。

奈井江の農家は、昨年不作を教訓に、この冬、栽培反省会や講習会、施肥設計の見直しなど、一から出直すつもりで、意欲的に今年の作付に挑もうとしています。

その中で、今度、奈井江町が半額助成したRTK-GPS基地局が2月25日、新砂川農協奈井江支所に設置され、4月から稼働致します。

しかし、RTK-GPS対応の機器、特に、先ほど来、話にあります自動操舵装置の購入には、ガイダンスと、その装置を入れますと、総額300万円程の投資になります。

それで、農家の負担が大きいことから、今、基地局が出来ても、農家では導入するか躊躇しているのが現状であります。

私も、この質問の中で、何回かGPS関連の質問をしていますが、先ほど遠藤議員が言われたとおり、ICTを活用した農機は、今後、ますます必要になると思います。

機器の導入によって、規模拡大した農家の担い手育成・農作業の省力化・コスト削減・人手不足の改善など多くのことが期待されています。

町としても、今後、何らかの支援策を考えて欲しいのですが、どうでしょうか。

以上、よろしくお願い致します。

●議長

(11時48分)

町長。

●町長

RTK-GPS対応機器の支援策ということですが、RTKって、農業関係の

議員さん以外は何を言っているのか分からないと思いますので、ちょっと申し上げますけれども、リアルタイムキネマテックということの略称だそうです。

動いている状態でも、即図れるということでRTK。

GPSは、ご承知の通りのグローバルポジショニングシステムということで、位置を図るということだそうですので、私も今回初めて勉強しましたがけれども、RTK基地局については労働時間の短縮や農薬・肥料の経費削減などに効果が発揮されるということから、今年度、農協が設置した基地局に対して費用の一部を支援したところであります。

春作業から稼働できると伺っておりますので、今後、効率的な作業が行えるものと期待を寄せているところであります。

今ほどもありましたけれども、対応機器であるガイダンスや、更に、付加機能である自動操舵などの機能を導入することによって、作業機の補助的機能、又は、無人機能が行えるようになります。

加えて、当町は継続的に土地改良事業を行い、大区画化も行われていることから、田植え機やトラクターなどに、このような機能が備わることによって、より精度の高い作業ができると理解をしているところであります。

農作業の省力化や経費削減のためにも、必要性については十分理解しているところでありますが、今ほど、議員からもご指摘のとおり、この対応機器の購入には、3百万円以上ということがあるようであります。

いずれにしましても、今後、対応機器や機械更新の需要の動向、当町の財政事情も考慮しながら、支援については十分、農協とか、関係団体と協議をして、検討していきたいと思っております。

何よりも、今回、TPP11をはじめ、色々な国の施策の中で、補助制度等々研究しながら、皆さんと一緒に、取り込めるものは、積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

●議長

(11時50分)

2番竹森議員。

●2番

積極的に取り組んで頂けるということなので、農業者以外の方も、傍聴者の方もいるので、ちょっと補足説明みたいな形になるんですけども、このRTK-GPSにする何がいいのかということは、普通、皆さん、車で使っておられるカーナビゲーションもGPSを使っています。

あれは、単純に衛星の電波だけを取ってやっているもので、誤差が10メートルから20、30メートルあります。

ですから、今話題の自動車のオート運転とかはできません。

それで、農業にも活用しようということで、農業だけじゃないんですけども、一番活用しているのは測量ですね、測量で使おうとした場合に、GPSだけじゃなくて、地

上に基地を置いて、その場所を固定します。

固定したら座標というんですけれども、1センチ単位、ミリ単位でどこだというのは分かります。

それを常に地上から、補正データというんですけれども、それを発信する。

それが今、新砂川農協の屋上に出来たということでもあります。

それを利用して、何がいいのかというと、アンテナにもよるんですけれども、ガイダンスだけを買えば40万円ぐらいなんですけれども、それを使って出来る農作業というのは、肥料散布ですとか、代かきぐらいに限られます。

それを十勝などテレビで見たことある方もおられると思いますけど、畑で種まきを真っ直ぐするというと、そういう補正データがないと出来ません。

それをしますと、誤差が2、3センチになって、なぜ真っ直ぐ植えるかということ、後の管理がすごくやさしいんですね。

夜もちょっと暗くても簡単に出来る。

慣れていない人も、スイッチの操作を覚えれば出来るということで、なぜ、私にだけ言うかということ、やはり奈井江町に折角できたものですので、有効活用することが、農家の担い手対策になりますし、奈井江町の産業を支えていくことになると思うんですね。

今回、アンテナ建てるにあたって、奈井江町が、平成28年の8月にアンケートを行っています。

それちょっと古いんですけれども、162戸の農家にアンケートをとって、74件の回答がありました。

スマート農業に興味があるという方は、74件のうち50件。

その中で、50件の人の内、アンケートで何に興味ありますかと聞いたんですね、

その中では、50人中42人の方が、GPSに興味がある。

やはりすごい関心がありました。

その中でも、平成28年でガイダンスのみを使っているという人が12件いました。

当然、RTKという技術は使えないんですけれども。

現在ですと20名を多分超えているなど。

その中で私なりに、何か町で補助できるいい手はないのかなということを考えたんですけれども、先ほど来、遠藤議員もおっしゃっていたんですけれども、ブランド確立助成ですね、確かに8年助成頂いて、先ほど私も話したとおり、ゆめぴりかのブランド化にすごい貢献あったと思います。

ですから、その次のステップをお願い出来ないかなと。

ああいうブランド化の助成、ケイカルとかいもちの助成というのは、補助制度としては農家全体に広く浅くというような感じの補助だと思うんですけれども、今、国も農業者に対して、補助は担い手に集中するという補助の方式に、段々変わってきてます。

だから、奈井江町においても、これから農業を基幹産業として発展させていくにはやはり担い手に集中することも重要なかなと。

ブランド化助成、全てなくせとは言いませんけれども、町財政厳しい折なので、その

一部でも使って、いっぺんに30人40人も、多分そういう装置を付ける農家は、いないと思うんですけれども、アンケートを取るなりして、需要を調査をして頂いて、5年なり6年なりの負担で、補助を頂けないのかなと思います。

他市町でもやっているところがあります。

その中の需要で、昨日もGPSのホクレンさんですけれども、講習会が奈井江の農協の支所でありました。

その中では、農協さんが想定した以上の人が集まりまして、資料が足りなくなるということで、やはり今でもすごい農家の現場では、興味というか、入れたいんだけどという希望がひしひしと伝わってきます。

色々私も農家さんの友人たちと、話聞いているんですけれども、十勝のように、めちゃくちゃ大きい規模じゃない、奈井江は水稻中心だということで、田植え機につけたいという人がすごい多いです。

トラクターに組み込まれますと、その組み込まれた機械、移動できないので、やはり今回は田植えなので田植え機につけたい、次は畑で大豆の播種をしたいので、そっちにつけたい。

やっぱり移動できる、簡単ではないんですけれども、持ち運びできるような機械をつけたいんだという希望が多いです。

それについては、また改めて、アンケートでも取ってもらって、やって欲しいんですけれども、今年には間に合わないんですけれども、財政苦しい折に、何とか知恵を絞って補助を頂けないのかなということで、質問したいと思います。

●議長

(11時57分)

町長。

●町長

基本的に、農業については、まさに、大規模化といいますか、そういうことの部分では、道営の補助整備について、計画的な進捗をして頂いていますし、これからもそれはきちんと続けていきたいというふうに思っています。

今、ゆめぴりかのブランド化ということで、これまで取り組んで参りましたし、先ほど遠藤議員の時にも、お答えしましたけれども、きゅうり、トマト、ミニトマト、それぞれの部分も大変頑張っている。

これから奈井江町として、どの部分が、奈井江町の農業の、逆に特化して進めるべきなのか。

今、議員がおっしゃったとおり、ある意味大規模化ということをサポートすればいいのか、色々なご意見があると思います。

過日、色々な場で、農家の皆さんとお話をさせて頂いている中での、2ヘクタールぐらいの農地でいいから、トマトならトマトをやっぱり先進的にやって他から新規就農者で構わない、そういう形で導入をしないと、奈井江町の農業も農家の戸数も含めて、危ないよねって言うご意見もありました。

要は、そういう方たちと、色々な方たちと議論をしながら、皆さんが自力で出来る部分は、大変申し訳ないけれども、自分でやって頂いて、どこに足りない部分を行政とか、農協とか、期間的に支援するのか、そんな議論が必要なのかなというふうに、僕自身は思っていますので、このことも含めて、また、ご意見を交わさせて頂きたいと思いません。

よろしく申し上げます。

●議長

(11時59分)

2番竹森議員。

●2番

このことについては、色々な意見があって、多面的に、支援していかなければならないのかと私自身も思っています。

ただ、今回、質問の趣旨としては、農家の皆さんが今、導入を躊躇していることについて、そのきっかけを作って頂きたいなという要望で、私の今回の質問を終わらせて頂きます。

●議長

以上で、竹森議員の総括質問を終わります。

ここで1時10分まで昼食のため休憩を致します。

(昼休憩)

(11時59分)

(4. 1番大関議員の質問・答弁)

(13時09分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

引き続き、総括質問を行います。

1番大関議員。

(1番 登壇)

●1番

私からは大綱2点の質問を致します。

1点目は、組織機構改革の考え方と進め方について、町長に伺います。

町長におかれましては、就任して早3か月が経とうとしています。

色々な場面で、バイタリティを感じるところであります。

町長の公約にも掲げていた住民参加を基本にということで、執行方針の中でも、新年度の町政の推進にあたっては、まちづくり自治基本条例に基づき、住民自治、町民同士

の相互扶助、未来志向、この3つのキーワードに、住民参加を重視して、各政策に取り組むとっております。

各政策の中の一つに、本年7月を目途に組織機構改革を行うとあります。

この機構改革について少し伺います。

機構改革の目的には、意思決定速度を早めたり、情報の流れの把握、職員の意識向上等、色々ありますが、奈井江町でも近年、老人保健施設の譲渡や旧江南小学校の譲渡等もあり、地域包括ケアシステムの体制の変化や、子育て世代包括支援センターの新設が予定されていると聞いております。

解決すべき本質的課題の見極めがポイントになる組織風土改革も大切だと思います。

ある経済学者は、ここ数年、IT技術の普及によって、社会は明らかに根底から変貌していると話しております。

改革の方法についても、委員会を設置するなど色々あると思いますが、新年度に行う町の組織機構改革について、現時点での考え方と進め方を伺います。

●議長

(13時11分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

大関議員のご質問にお答えをしていきたいと思っております。

組織の機構改革についてということではありますが、行政の組織・機構に関して、私の基本的な考え方としては、限られた職員体制の中で、今ほどもご指摘ありましたけれども、社会情勢の変化、あるいは多様化する住民ニーズに対応して、常に資質の向上を目指し、かつ効率的に機能することが求められていると考えております。

本町においては、平成13年当時の自律プランの検討に合わせて、組織の大幅な見直しを行い、また、それ以降も新たな業務の追加に対応し、一部組織の見直しを実施して参りましたが、相当の期間が経過する中、社会のシステムの変化に対応しているのか、住民にとって利用しやすい組織機構となっているのか、これら全体を見渡して、検証する時期にあると考えております。

また特に、少子高齢社会に対応した、地域包括ケアシステムの推進、あるいは、子育て支援の充実などの重要な行政課題について、各担当が担っている役割を有機的に結び付け、より効果的に事務事業を進める組織の再編、さらには職員の活発な議論が行える環境づくりが必要と考えております。

そうした観点から、現在、各課職員から実情を確認し、課の名前の見直しや、あるいは、私の執務室と、各課の配置場所も含めて、庁舎内の行政推進会議で検討を進めているところであります。

いずれにしても、住民本位の行政組織の強化を目的として、6月の条例改正、7月の組織改編に向けて、作業を進めて参りたく、ご理解を賜りたいと思っております。

よろしくお願ひ致します。

●議長

(13時14分)

1番大関議員。

●1番

只今の答弁で、検証する時期に来ているということで、課の見直し等も含めて、名称も含めて、色々と検討していきたいということでもありますので、分かりました。

一つ、ちょっと例を出しますけれども、道内のニセコ町というところが、人口は約4,600人ほどですけれども、全国的に見ても人口増加率の高い地域であります。

ここ数年を見ても、人口の減少がなく、徐々にですけれども、増えております。

観光客が年間145万人も来る町ですので、あまり参考にはならないかもしれませんが、この町も2001年に街づくり基本条例を制定致しました。

住民との情報共有化と住民参加の取り組みを制度として保障したということでもあります。

そんな中、2005年に町民アンケートを実施したところ、8割の町民が誇りを持って幸せに暮らせると回答しております。

この町長が進める住民参加、住民自治ということですが、住民参加を基本とすると、多少、行政サービスが低下をしても、町民はあまり怒らないですとか、住民が行政に参加をして、行政側からも信頼を得るですとか、メリットがある一方で、ニセコ町の場合は、強かに住民自治を推し進めたデメリットとして、現在でもう18年ぐらい経っていますけれども、いまだに行政に不信感を持っている人もいるということも書いてありました。

なので、町長が進める住民自治ということでもありますけれども、先ほど三浦議員が色々な会がありすぎて、人を出す時に苦勞するというのも言っておりましたけれども、町長が目指す住民自治は、そこではないと思うんですね、個人的には。

色々な人と、つながりを持って、町政を進めていくということが、住民自治だと思いますので、その点が、私と認識があっているかどうかということと、自分も議員になって、まだ4年しか経っていませんけれども、以前はやはり行政にまかせっきりというか、一町民の時は、そういう意識が奈井江町は高いのではないかなと。

北良治前町長の町政が長かった影響もあるかと思えますけれども、前町長もまちづくり町民委員会は早くから立ち上げたり、やっぱり住民の参加を基本にしていたと思うんですね。

なので、議会懇談会でも、町政懇談会でも、毎年来る方が似たような人に偏っているような気が、私個人的にはしています。

ですので、この住民自治に関して、若い20代、30代の考えを聞く機会があまり今の状態だとなないように思われます。

今の現状を、町民がどう思っているかということを知る機会も、必要ではないかなと思えますけれども、現在の町民が町政に対してどう思っているかということ、町長に、

今の時点での見解を伺いたいと思います。

●議長

(13時17分)

町長。

●町長

大関議員の質問にお答えをしたいと思いますけれども、結論としては、今の若い人たちが町政をどう見ていると認識しているかということかと思えます。

なかなか、町の、商工の青年部の方々、農協の青年部の方々、そういう、かつ工業の分野で働いているの方々、それらが一つの大きな塊として、力になって、行政に関わろうということの意欲といいますか、関心は正直言って、今の段階では薄いのかなというふうに思っています。

これが、農業関係者、商業関係者の青年の方々の数は、間違いなく少なくなっておりますけれども、工場で働いている方々は、ある程度の人数がいらっしゃいます。

残念ながら、奈井江町に定住していらっしゃる方は、少ないのも実態ですけれども、やはり、これらの人たちが奈井江の行政に関わるのは、産業まつりだとか、ふれあいまつりだとか、極めて少ない機会です。

私としては、その人たちが一緒になって何か、行政に関わってくる、提言を頂けるような環境作りが一番大切だと思っておりますし、そのことが、先ほど来、話題となっている農業後継者の問題、外から入ってくる人も含めてですけれども、商業者の関係で、例えば新しく起業してみたいだとか、そういう方たちの思いも含めて、一番若い人たちの思いを聞いてみたいというふうに思っています。

それをどのような形で聞くのかいいのか、それはアンケートとかそういうことでは僕はないと思っているものですから、今ほど議員がおっしゃったとおり、本当に膝をつけ合せて、5人10人の中で、議論する場が作れないのか、そういう意味では農協青年部の皆さん、そして商工会を通して、商工会青年部の皆さんだとか、企業にも出向いて、そんな場を作れるように、お願いをしてみたいなというふうに思っています。

今ほど、前段で色々なご指摘も頂きました。

私もそのとおりでありまして、いずれにしても、住民にきちんとしたまちづくりの情報を提供する、現状と言いますか、そういうことをきちんと理解した時に初めて提言も頂けると思いますが、その頂いた提言を自分のものとして、力も発揮して頂けると思っていますから、そういうようなことを、どうやって仕掛けるのか、それは実は逆にいうと、今ほど、申し出がありましたとおり、過去においても仕組みとしてはあるんですけれども、段々段々それが、時代の流れの中で、活性していけなくなったということがありますから、そのところをもう一度、原点に立ち戻って、関係機関にお力を借りながら、進めていかなければならないのかなというふうに思っています。

まず行政として、私共は、どうしても考えなければならないのは、最大公約数、町民の皆さんの思いを、いっぱいある公約数の中で、それをどう掛け合わせて最大公約数にしていくのか、それが一番私の仕事でないかなと思っておりますから、その公約数の一つと

して、若い人たちのお力が一番期待したいところであります。

ちょっとまとまらなくなりましたが、私の思いとしてはそういうふうを考えてます。

よろしくお願い致します。

●議長

(13時21分)

1 番大関議員。

●1 番

丁寧な答弁頂きまして、ありがとうございました。

本当に、人口減少もそうですけれども、農協青年部も減ってますし、商工青年部も減ってますし、やっぱり人口が増えていかないと何事もやりにくくなってきますし、色々な面で、行政と色々なところが協力しあいながら、しっかりとまちづくりを進めていくことが重要かなと思います。

最後に1点ですね、先ほど、町長が機構改革に関連して、現在の町長の執務室についてのことをちょっとおっしゃいましたけれども、個人的な意見ですけれども、自分が議員になった時には、既に町長室は開かれた執務室ということで、現在の状況になってますけれども、やっぱり職員から見ても、何か1枚衝立があるだけでも、ちょっと違うような気がするんですよ。

町長もやっぱり色々な調べものをしたりするので、机とかパソコンとか必要じゃないかなと個人的に思います。

なので、新しく町長になって、機構改革もするわけですから、この町長執務室についても、もう一度検討する余地があるのでは何かなと思いますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

●議長

(13時23分)

町長。

●町長

ありがとうございます。

先ほどの答弁の中でもちょっと申し上げましたけれども、私の今の町長の席と、相対するところに、副町長がいるということで、職員はストレートには言いませんけれども、やはり、仕事を進めていく中で活発な議論というのが必要な時に、遠慮があるとしたら、残念なことだと思います。

そういう意味も含めて、せめて、町長と副町長、ひつついてでも、どうなのかとか、色々なこと考えながら、何よりも、職員が活発な議論が出来る形を機構改革の中で、検討していきたいというのが、思いでありますし、名前等々も含めて、私自身が色々なところから聞く中で、外からも、元々、例えば名前一つにしても、職員の意識改革ということで進めて参りましたし、僕自身一定の効果があったと思います。当時としては。

ただ、今の段階になった時に、外からの行政関係者から聞いた時に、分かんないと言われるのが正直多いものですから、そんなことも含めて、もう一度とにかく職員とみんなまで議論して、整理してみたいという思いです。

そのことを先ほど申し上げました6月の議会に提案をさせて頂くつもりですが、その前に、議員の皆さんからも、もし可能であれば、ご意見を頂ければと思っております。よろしく申し上げます。

●議長

(13時25分)

1 番大関議員。

●1 番

ありがとうございました。

十分の議論をしながら、機構改革を前に進めてよりよい行政にしていって頂きたいと思います。

1 点目の質問はこれにて終了致します。

2 点目に移ります。

2 点目、学校運営協議会、以下、コミュニティスクールと言いますが、この導入の考え方について、教育長に伺います。

コミュニティスクールにつきましては、2005年、地方教育行政法改定で、制度化されましたが、あまり進まず、2013年の一部改正によりまして、このことを導入することが努力義務とされたところであります。

目標は、全国の公立小中学校の1割まで拡大したいとのことでありますが、2017年4月現在で、3,600校、2018年の4月で5,432校と増えてきております。

コミュニティスクールとは、学校と保護者や地域の皆さんが共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、子供たちの豊かな成長を支え、地域と共にある学校づくりを進める、法律に基づいた仕組みであります。

主な役割と致しまして、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。

②学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べるができる。

③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができるとあります。

特に、小学校につきましては、2020年からの学習指導要領の変更によりまして、英語、道徳の教科化、プログラミング教育の導入に向けて、準備の1年になると思われ、小学校の授業時間数が少し増えることもあり、現在も何か、災害やインフルエンザ等、アクシデントがあると、時間数の確保がギリギリの中で、コミュニティスクール導入のための有意義な議論がされるか少し心配もあります。

学校に任せきりの保護者も少なからずいると思う一方で、既に、地域住民との関わりも強いと思う認識もあります。

現時点でのコミュニティスクール導入に向けての教育委員会としての考えを伺います。

●議長
教育長。

(13時28分)

(教育長 登壇)

●教育長

只今、大関議員よりご質問のございました学校運営協議会につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、学校運営協議会につきましては、様々に変化する環境の中で、家庭、地域、関係団体などが、学校運営に参画をして頂き、子育ての目標、意識の共有を図りながら、地域一体で子どもたちの健やかな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進めるものということでございます。

国におきましても、法改正により、学校運営や必要な支援などを協議する機関として、設置に努めることとしております。

現在、多くの自治体で、協議会活動を行っておりますし、また、設置に向けて取り組みが進められているところでございます。

学校運営協議会の取り組みと致しましては、今、お話ありましたとおり、学校運営の基本方針の承認や、学校運営についての意見を述べることで、また、学校の教育目標に適した教職員の配置を求めることができることとしたほか、学習支援や体験活動、学校行事、地域との連携・協働による学校の支援活動など、地域の実情に応じながらも、様々な面で活動の充実に期待をされているところでございます。

奈井江町におきましても、現在、学校に対するアンケート、それから、学校評価の取り組みをはじめ、見守り活動や体験学習など、保護者や地域住民と連携し、実践させて頂いておりますが、子供達の健全育成に向けて、家庭や地域の方々にも、教育の当事者ということで、意識を共有しながら、さらに、学校運営に参画をさせて頂くことが、何よりも大切であるというふうに認識をさせて頂いているところでございます。

小中学校においては、新学習指導要領の実施に向けた移行期間でもございます。

また、来年度、新年度におきましても、長期連休などから、授業時数確保には苦慮されているというふうにも、お聞きもさせて頂いているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、検討にあたりましては、学校運営に支障のなきよう、また、保護者や地域の方々に対しましても、日程や時間帯などに配慮しながら、本協議会の目的や仕組みなどを、まず、ご理解を頂き、既に取り組んでいる先進事例などもご紹介をさせて頂きながら、学校や保護者、関係団体との皆さんと、議論を交わし、導入に向けた検討を、今後して参りたいと考えてございますので、ご理解の程をお願い申し上げます。

以上、答弁と致します。

●議長

(13時31分)

1 番大関議員。

● 1 番

只今、教育長の答弁にありましたとおり、色々な場面で、色々な方々と議論を重ねていくということでもあります。

自分も、この質問を検討してから、色々調べたんですけども、調べていくと、国からの指導なので、進めていかなければならないと思いますけれども、様々な賛成や反対の議論が各地で結構あるんですよ。

特に、先ほど言った教職員の任用に関しても意見を述べる事が出来るという点でいくと、現在は人事権は教育委員会にあると思いますけれども、ここで、もし仮に、保護者の好き嫌いなど、主観的な物差しで意思決定されては、権限が大きすぎるですとか、現在でも教師の負担が多いのに、これ以上教師の負担が増えるようでは困るであるですとか、本当に難しい問題だと思えます。

仮に、指導力のある校長先生が来た折には、コミュニティスクールを導入した後は、コミュニティスクールと意見が食い違えば、その後の体制にも結構時間が掛かるようにもお聞きをしております。

なので、先ほど教育長が色々な方法で議論をすると申しましたけれども、もう一度、進め方について見解を伺いたいと思います。

●議長

(1 3 時 3 2 分)

教育長。

●教育長

まず、今、大関議員より、一例ということで、人事に関する意見を述べる事が出来るということで、お話をさせて頂きました。

この制度の基本的な人事に関する考え方につきましては、例えば、個別の教職員のことではなくて、そういう想定ではなくて、例えば、学校運営、中学校でいきましたら、こういう部活が必要なんだけど、教職員の配置をどうなんだろうかというような学校運営全体の中での人事の話の提言ということでございますから、その点はちょっとご理解頂きたいなと思っておりますし、確かに、色々なご意見があるというのは、私共承知をしておりますので、そういったものも踏まえて、丁寧な議論をさせて頂きながら、本当に小学校、中学校に適した運営協議会を目指して参りたいというふうに考えてございますので、その点、ご理解を頂きたいと思えます。

よろしくお願ひ致します。

●議長

(1 3 時 3 4 分)

1 番大関議員。

● 1 番

分かりました。

導入に向けては、色々な組織や団体、保護者と議論しながら、進めていくということでもありますので、そういう方向で進めて頂きたいと思います。

奈井江町も公立、小中学校は1校ずつしかありませんので、子どもの数も減ってきておりますし、是非とも、将来、奈井江町のために働いてくれるといたら大げさですけども、有望な人材を育てるように、今の教育体制を維持しながら、このコミュニティスクールの導入にも色々検討して頂きたいと思います。

以上で2点目の質問を終わります。

●議長

以上で、大関議員の総括質問を終わります。

(13時34分)

(5. 4番石川議員の質問・答弁)

(13時35分)

●議長

総括質問を続けます。

4番石川議員。

(4番 登壇)

●4番

午後からの総括質問、定期定例会ご出席お疲れさまでございます。

まず、質問の前に、今ほど同僚議員からのお話もありました農協青年部さんとか、商工会青年部、それから企業従業員さん、若い人たちを中心に、町長が膝を詰めあって、お話する場所が欲しいと、そういうことが必要と感じられていらっしゃるということ、私も大変ありがたいことだと、私の立場からしてもお願いしたいということと、積極的にそういうことを進めて、若いたちのご意見を十分聞いて頂きたいと思います。

よろしくをお願いします。

今回、町長の平成31年度行政執行方針に基づき、3点の総括質問を致します。

1点目の質問は、医療・介護・福祉の推進について、6頁のトータル・サポート・ケアシステムの推進にある、地域包括ケアシステムと、トータル・サポート・ケアシステムは、どのように違うのかを伺います。

厚生労働省のホームページでは、地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムの構築をすることとあります。

また、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要であり、人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町

村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じていることで、地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要であると言われております。

町長が行政執行方針の中で示すトータル・サポート・ケアシステムでは、地元介護サービス事業者と連携しながら、施設と在宅との一体的なケアを推進することと、高齢者等の社会参加や生きがいづくりなどがあります。

この違いについて、伺いたいと思います。

●議長

(13時38分)

町長。

(町長 登壇)

●町長

お疲れさまです。

石川議員のご質問にお答えをして参りますが、地域包括ケアシステムとトータル・サポート・ケアシステム、どう違うんだということかと思えます。

まず、トータル・サポート・ケアシステムという言葉については、ご承知の通り、私が退任後、囑託という立場ではありましたが、2施設の民営化にあたって、私なりの整理、厚生労働省が言っている、地域包括ケアシステムに拘らずといいますか、私なりの思いで、造語的なものとしてきたところでもありますので、これから申し上げることで、ご理解を頂ければというふうに思っています。

いずれにしても、どちらのケアシステムにつきましても、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制の構築を行うことで、要介護状態など、支援が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる地域づくりを進めるということは、目的は同じであろうかと思えます。

しかしながら、今ほど議員がおっしゃられたとおり、地域包括ケアシステムについては、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題など、超高齢化社会を見据えた中で進めていくというイメージが強く、実際に、介護保険担当部局がその構築を主体的に進めております。

奈井江町としては、平成28年度に、日本介護事業団への介護保険2施設の運営移管に関する協議を進める際に、将来的なビジョンというような形で、高齢者だけを対象とするというのではなく、障がい者など幅広い町民の皆さんが、安心して、いきいきと生活できる地域づくりを進めたいというような思いで、地域包括ケアシステムをより深化したといいますか、もうちょっと幅を広げたといいますか、そういう意味で、トータル・サポート・ケアシステムというような言葉、ちょっと抽象的ですが、表現をさせて頂いたところです。

その後の旧江南小学校の有効活用方策の検討も、この考え方に沿って進めて頂いたことだと思っております。

町民が、世代や背景を超えて繋がって、その人らしい生活を送ることができる地域共生社会、ここにそれぞれがそれぞれの世代がそれぞれの役割を担って、まちづくりに参加していく。

それが、奈井江町らしいトータル・サポート・ケアシステムというイメージで、これからも進めさせて頂きたいと思っております。

よろしく申し上げます。

●議長

(13時41分)

4番石川議員。

●4番

まさに、私の再質問の中の、障がい者、子供たち、全町民、そういう人たちはどうなんですかということもありました。

まさに、今、町長が答えて頂いた、奈井江町のトータル・サポート・ケアシステム、これは進めていかなければならないと、私自身も再度実感したところであります。

また、先ほども申し上げましたが、厚生労働省の、地域包括ケアシステムは、地域の自主性、主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とあります。

これも必要だと思うんですが、今ほど町長がご答弁ございました奈井江町の特性も理解しながら、奈井江町の地域の特性とは、その他にどのようなことがあるか、お答え頂きたいと思えます。

●議長

(13時42分)

町長。

●町長

まず、奈井江町の地勢的なもの、農業を主体として、今、基幹産業としてあるということもそうですし、先ほど来、色々な皆さんの質問の中に、まだ150年という北海道の中で、奈井江町もそれより若干短いですが、ほぼ同じ歩みを続けてきたこの歴史の中で、まさに農業と炭鉱の町が農業と工業の町に変わり、そこに商業者の皆さんが参加してきているということで、本当にこの短い時間ですけれども、私の六十数年の人生の中も含めて、ドラスティックに変わってきています。

その中で、奈井江町が健康だとか福祉だとかっていうことを大きな柱として今あって、奈井江町らしさというのが、やっとな町民の皆さん自身、私も含めてですけれども、そういう意味での奈井江町に生まれ育ったこと、住んでいることの自覚と言いますか、プライドと言いますか、そんなものが生まれ始めているんでないかというふうに認識をしています。

ですから、今まで培ってきた健康と福祉のまちというフレーズもそうですし、そこで持っているそのことを大切にしながら、そういうことであれば、町の人たちも同じイメージを持って、一つの方向に進めるのではないかなと思っております。

これは、奈井江町にとって非常に大きな、特性と言えるのかどうか分かりませんが、個性なのかなというふうに思っています。

ですから、このことを大切にしながら、先ほど来申し上げている、それぞれの、産業の分野だとか文化の分野だとかも若い人たちの声も聞きたいし、そうは言いながら、やはり大きなウエイトを占める高齢者の皆さんが、生きがいを持って、なによりも、社会参加、ゴミ拾い、草取り、なんでもいい、声掛けでもいい、そういうことが子供たちにも伝わると思っていますから、そういうことを大切にしまちづくりをしていきたいというふうに思っています。

●議長

(13時44分)

4番石川議員。

●4番

私は、今後、在宅や施設で、奈井江町のトータルケアサポートシステムを構築する場合、福祉においては日本介護事業団を始めとする介護福祉施設、医療においては町立国保病院を始めとする医療機関が、まさに、包括的にケアシステムに参加する必要があると思っております。

現在、日本介護事業団には、町職員が出向しております。

また、町立国保病院は、厳しい経営状況であります。

今後、どのような対応や状況になるか、伺いたいと思います。

●議長

(13時45分)

町長。

●町長

お答えを致します。

まず、基本的な考え方ということでもありますけれども、まさに今、議員がおっしゃったとおり、地域包括ケアトータルサポートシステムの要になる、この2施設、3施設だなというふうに思っています。

もう一つ、保健センターにおけます地域包括支援センター、要は行政と民間と医療の関係者が目指す、地域包括ケア、まさにここは地域包括ケアですけれども、のイメージ、奈井江町らしく、小規模多機能、そして老人保健施設、特別養護老人ホーム、そして、奈井江町立国保病院、それを取り巻くって言ったら失礼ですけれども、それを支えて頂いている、開放型共同利用という仕組みの中での開業医の先生方、そういう人たちが目指す方向をきちんと共有するところから始まらなければならないと思っております。

これは、とりわけ現場で働いて頂いている職員、これは、奈井江町から派遣している職員も、介護事業団の中でプロパーとして働いている職員も同じ考え方と言いますか、スタンスを共有して頂かないと、目指すところに進まないわけですから、大変難しいことですが、ここからスタートをしなければならないということで、過日の打ち合

わせをさせて頂きました。

私自身が思っている、描いている、この地域包括ケアトータルサポートシステムのイメージと、それぞれ現場で活躍して頂いている皆様方、関係者する機関の皆様が、当然、違いがあると思っております。

それを今一つずつ、紡いでいくような形でやるように、今、担当とも進め方を議論しているところでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

その中で、出すべき色々な改善、改革を進めていくのが、奈井江町のためには必要なことだなというふうに思っております。

●議長

(13時45分)

4番石川議員。

●4番

今ほどのご答弁、深く理解を致します。

その上で、私は、日本介護事業団と、町立国保病院は、地域包括ケアやトータルサポートケアの要であると思っております。

しかし現状では、その要が、車に例えると、車体はあるけれどエンジンが弱っているとか、車体はあるけれど燃料がちょっと不足していると思っております。

大変な課題だと思いますが、出来るだけ、早期の適切な対応をお願いしたいと思いません。

2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、地域支え合い活動の推進における、関係機関と全町的な支え合いのネットワークについてであります。

地域支え合い活動の推進において、執行方針では、サロン活動をあげております。

また、今後の取り組みとして、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、支援体制を充実すると共に、高齢者の在宅生活を支援する仕組み作りなど、全町的な支え合いのネットワークづくりを進めていくとありますが、具体的にどのような関係機関と連携するのか、どのようなネットワークなのかを伺います。

●議長

(13時49分)

町長。

●町長

地域支え合い活動における関係機関と全町的な支え合いのネットワークということでもあります。

この地域での支え合い活動については、今ほど議論を頂きました、地域包括ケアシステムを構築していく、進めていく上で、大変重要な取り組みとして、介護保険制度の中でも位置付けられておまして、それぞれの市町村が、まさに、先ほど言葉頂きました地域の特性に応じて作り上げていくことが求められているということでもあります。

町内での支え合い活動としては、従来より、各行政区単位を基本として行っている小地域ネットワークや老人クラブによる声掛けなどの活動が行われてきましたけれども、地域包括ケアシステムが目指している、住み慣れた地域で安心して生活を続けられる地域、これを実現するためには、特に、住民が主体となった互助の活動を更に充実していくことが必要ということになってくると思います。

このために、町では、27年10月から、社会福祉協議会に委託する形で、生活支援コーディネーターを配置し、町内の介護サービスや助け合い活動の実態を把握するとともに、住民の皆さんのニーズ調査を実施し、支え合い活動の充実に向けた取り組みを進めて参りました。

また、生活支援体制の整備に向けた話し合いを行うために、在宅や施設の介護事業所、町内で支え合い活動を実施している小規模ネットワークの代表の皆さんや、民生委員、更には、ボランティア団体のほか、商品の配達など、住民の困りごとに対応したサービスを提供して頂いている商工会などの関係機関で構成する、住民支え愛推進会議を設置して、地域課題の把握やサービスの充実に向けた話し合いを行ってきております。

地域での支え合い活動の担い手確保を目指し、平成29年に養成を行った介護予防サポーターについては、地域の皆さんが自由に参加して交流することができる集いの場としてサロン活動に取り組むなど、活発に活動を頂いております。

このように、全町単位や行政区、地域内の住民有志など、様々な主体で取り組みが行われていることから、今後も、生活支援コーディネーターである社会福祉協議会と連携・協力して、住民主体の活動のネットワークを広げるとともに、支え合い活動の充実に向けた取り組みを進めて参りたいと考えております。

苦言を致しますけれども、ここで、生活支援コーディネーターとして社会福祉協議会に奈井江町が委託をしましたが、社会福祉協議会自体がなかなか体制的に整っていなかったということで、その後、今、若い職員でありますけれども、専門員を配置をして、正直に申し上げます、やっとスタートしたのかなというのが実感でございます。

これで、よりきちんとと言いますか、お互いそれぞれ高め合って、協議しながら、目指すものを作り出していけるのではないかなというふうに、私自身はこれから思っているところです。

●議長

(13時52分)

4番石川議員。

●4番

今のご答弁の中で、全町単位、行政区、それから関係機関ですね、そういうところで色々な活動がなされて、これからまた一層充実させていくんだというお話がございました。

私は、その中でも、地域の支え合い活動は、町内会活動がベースになるべきであると考えております。

また、それは、地域包括ケアシステムにおける介護予防や生活支援と深い繋がりがあ

るのではないかと考えております。

住民が在宅で生活する場合、町内会の繋がりは、まさに地域の安全・安心のライフラインとも言えるのではないかと考えております。

つい先日ですが、やけどを放置して、パチンコに行っていた家庭の子供を救ったのは、近所の住民であります。

しかし、一方では、住民の多様な考え方や、個人情報の保護などを尊重しなければならない多くの課題もあります。

札幌市においては、町内会加入促進条例の提案を見送っております。

町長は、町内会の活性化という難しい、しかし進めなければならない大切な課題に対して、どのようにお考えか、伺いたいと思います。

●議長

(13時53分)

町長。

●町長

まさに、大変な問題でありまして、午前中の議会が終了して、昼休み下に戻った時に、町の人が受付に来て、私と2、3分ですけど、お話をさせて頂きました。

先程、三浦議員からの質問にもありましたけれども、町内会活動大変なんだ。

まさに今おっしゃったとおり、個人情報だとか色々なことがあって、公営住宅だとかそういうところの人たちも含めると、本当に進めるのが大変なんですよ。もういっそのこと、役場で直接やったらどうですかという意見でした。

昔から知ってらっしゃる方なので、ご理解を頂いた上での、あえての発言だというふうに私は捉えてますけれども、現実には、そのようなことだろうと考えております。

ただ、だからこそいいですが、町内会活動こそがやはり地域づくりの原点だと思えます。

私自身が、2年間ですけども、それこそ、本町5区の中で、色々なことに関わらせて頂いて、この時に、老人クラブも含めて、皆さんと一緒にやって、参加してらっしゃる方たちが、非常に生き生きとして一緒に仕事といいますか、作業をさせて頂きましたし、その人たちが仲間になって、先ほども申し上げた地域サロンを立ち上げようや、ラジオ体操しようや言ってきて、今、またやっております。

そういうことの積み重ねこそが、町内会活動の活性化に繋がることだと思いますし、先ほどもちょっと申し上げました。

朝、高島では出来ないことですけども、本町だったら出来るのは、起きてきて玄関開けたら、向かいの人が見えるわけです。

そうした時に、本当に、声掛けて、おはようって一言だけで十分な安否確認ですから、そういうことを続けることによって、お互いが理解しあえるのかな。

私は町に出て10年経ちますけれども、そんなことを少しずつやって皆さんにもご理解頂けることになったのかなと思ってます。

駄弁を申しましたけれども、いずれにしても、そういう一つ一つのことを、積み重ね

ることで、町内会活動に参加をしやすくする、肩張ってじゃなくて、参加しやすくして頂いて、それと同じような形で、行政に参加して頂ける環境が作れないだろうか。

いつも申し上げます、理想論を申し上げます。

分かっておりますけれども、やっぱり目指すところはそこなんだろうというふうに思っております。

以上です。

●議長

(13時56分)

4番石川議員。

●4番

先程、昼休みですか、町民の方が来られたと。

私も2階下りた時、ちょっとお話、町長が笑いながらお話されていた、ちょっと、小耳にはさみました。

地方自治というのは、住民主体であると思います。

行政は、それを助ける機関ではないかと考えております。

先ほどの同僚議員の質問の中にも、午前中ですね、町政モニターとか、連合区担当職員のお話もございましたが、役場職員は、今より更に町に出て、町民や町内会と触れ合うべきではないかと思っております。

役場職員の皆さんの肌で感じる町民の意見やニーズが、今後、地域の支え合い活動を推進させ、全町的な支え合いのネットワークの構築に大きく役立つと思います。

このような取り組みが出来る施策を考えて頂きたいのですが、いかがですか。

●議長

(13時57分)

町長。

●町長

おっしゃるとおりだと思っておりますし、今現在、それぞれの立場で、例えば農政の担当であれば、それぞれの時期に農作物の生育を農家の人たちと一緒に学ばせて頂きながら、そこにいることで、自分自身がその仕事の政策展開の糧となるということと同じですし、何よりも私は、今年の1月の、冒頭の朝礼で申し上げましたけれども、5年後10年後、皆さんがそれぞれの職員がそこに住んでいる、自分の立場を持った時に、どういう形のものが望ましいのかを考えて、政策を、議論しましょうということを申し上げました。

私は15年後になったら80歳になっておりますので、その時に、私が施設にいるのか、在宅でどういう生活をしているのか、そんなことを思いを巡らしながら、その時に、どういう形で行政があって欲しいなということを、なんとかこれからの政策にと思っておりますし、若い職員は、同じように、子供が産まれたばかりであれば、5年後小学校へ入る時に、どうなんだろう、でも15年後には、高校、大学行く時どうなんだろうと

いうことを思うし、その時に、自分自身がどういう役場の中で立ち位置を持っているのかということをもった時に、まさに町民の中で一緒に生活をしている、自分も町民として果たす役割がある、責任があるということを自覚してくれるものだと思っております。

これは、ただ、強制できるものではありませんが、おかげさまで、近年、私共の職員が消防団活動の中にも積極的に参加をしてくれておりますから、そういうことも含めて、何よりも、町民の皆さんの中に溶け込んで、一緒に町を作っていくということが必要だと思っております。

よろしく申し上げます。

●議長

(13時59分)

4番石川議員。

●4番

消防団活動のことは、また折をみて別の時にお話したいと思えます。

3点目の質問は、1頁のはじめにの部分でございます。

この質問が、事実上、いわば平成最後の総括質問となるかと思えますが、新しい時代を向かえようとしている節目にあたり、まちへの希望、それから期待を込めながら質問をさせていただきます。

昨年、北良治さんが32年間の町長職をご勇退されました。

北前町長の永年の御労苦に対し、心からお疲れさまでしたと申し上げたいと思えます。

三本町長は、前任者の北氏が在任中、役場職員として管理職や副町長を務め、退職後も参与として日本介護事業団を奈井江町に迎える大きな仕事を行うなど、北行政の中核に永年携わってこられ、過去の基本的まちづくりや、地方行政への豊富な経験のもと、町長に就任されたかと思えます。

私は、その経験値を遺憾なく発揮して、まちづくりを行って頂くことを期待するものであります。

そして、三本新町長のもと、今年度、第6期まちづくり計画前期5カ年の最終年度であり、その予算が提案されました。

その初の町政執行方針のはじめにの部分で、まちづくり自治基本条例に基づき、住民参加、町民同士の相互扶助、未来志向の三つの言葉をキーワードとして、住民参加の視点を重視して、各施策に取り組んで参りますとあります。

私は、事業者として、商人として、この中の、特に未来志向という言葉にこだわって、お伺いしたいと思います。

未来志向とは、辞書を見ると、未来に目標を定め向かうこととあります。

つまりは、奈井江町が、未来にあるべき姿を定め向かって行くという解釈になるのでしょうか。

昨今、まちづくりや行政施策は、インターネットなどの通信技術の発達を通じ、個々人で、地域を超えて、あらゆることを知ることが出来る環境となり、それは、地域社会や行政に対する、住民意識にも変化をもたらしていると考えております。

まちづくりや行政のあり方の実態は、例えばホームページなどを通じて色々な方法で知らされ、検証され、客観的に知りえることから、同時にそれは他町村との情報や比較も簡単になります。

未来に向かってのまちづくりは、この情報発達による、急速に変わり行く住民意識と地域環境に対応しなければならない時代になってきたとも言えると思います。

平成が終わり、新たな時代を迎える今、この地域が、今のままで良いのかという問題意識、危機意識の中で、まちのあり方に、変化を起こす、変わっていくとの強い意志、意識改革ということも、未来のまちづくり、未来志向にとっては、重要なことと私は考えております。

町長の未来志向の考え方を伺います。

●議長

(14時03分)

町長。

●町長

最後のご質問になろうかと思えます。

まちづくり自治基本条例に基づく三つのキーワードの内の未来志向ということであり
ます。

まちづくり自治基本条例では、5つの基本理念を掲げておりまして、町民一人ひとりが共有すべき考え方を明記しております。

その中で未来志向とは、町民は、まちと町民の将来を考えて、奈井江町を守り育てるということとされております。

目まぐるしく変化する社会経済情勢の中で、人口減少や少子高齢化は更に進み、自治体経営も厳しさを増していくことが予想されますが、厳しい時代であるがゆえに、将来をイメージして、今のあり方を考えることが大切だと考えております。

先ほども申し上げましたけれども、まさに、将来展望ということで、職員に対する年頭の訓示で、10年先、自らが直接受け止めなければならない、奈井江町的生活環境、介護、子育て、教育がどう変化しているのか、そこを踏まえた中で、業務の遂行をして欲しいということを訴えております。

いずれに致しましても、まちづくりの基本は、住民参加であり、住民自治であり、情報を共有して、多くの町民と語り合い、町民が主体となったまちづくりをしっかりと築き上げることが、人材の育成や将来の展望にも繋がっていくものと考えております。

前期まちづくり計画に掲げた一つ一つの政策や事業を検証して、新たな後期計画を作りたいというふうに考えておりますが、後段、議員が今、申し述べられたとおり、これだけ情報化が進む中で、本当に、この町の将来を考えた時に、どうあるべきかをきちんと示すべきでないかというふうに受け止めさせて頂きました。

私どもが、平成の大合併の議論をした時に、合併のメリット、デメリットを、出来るだけ情報を、行政側として得られた情報を、子供たちにも町民の皆様にもお知らせをして、情報を共有して、将来の町を考えたわけです。

今、あれから十数年経って私共が置かれている状況は、まさしく更に大きな変化をしているわけですから、例えば、人口自体も、奈井江町ということだけでなく、中空知自体、北海道自体が減少で、特にこちら辺は大きな減少の時代になっています。

それは、そのことを、それぞれの、例えば中空知であれば中空知5市5町がそれぞれきちっと理解した中で、そして、中空知としてどういう関係性を持っていくのか、その中で奈井江町はどうなのか。

これは、先ほど議論頂いた病院もそうなんですけれども、センター病院を核とした中で、奈井江の町立国保病院がどうあるべきなのかという議論と同じです。

その議論を、きっちり本当に近いうちに、進めなければならないのではないかなというふうに思っています。

一例を挙げますと、今の流域下水道事業そのものを取りましても、昭和の55年だったと思います、供用開始が55年か58年だったと思います。

その頃に開始されて、当時奈井江町は16,000人のまちづくり計画をもっておりましたし、中空知だけでも数十万のです。

それがおそらく3分の1以下になっているはずです。

そうすると、その流域下水道を運営するだけの、要はし尿も含めた、そういうものが確保できるのか、それをあてにした奈井江町の流雪溝はどうなるのか、色々な問題が見えてきます。

そのことを、一つ一つ確認をするところから始めていきたい。

課題を整理するところから始めていかないと、未来は語れないのかなというふうに思っています。

以上です。

●議長

(14時08分)

4番石川議員。

●4番

今ほどのご答弁にも、厳しい時代であると。

これからまた時代が変わって、厳しさが増していくんだらうから、それに対応していかなければならないと。

率直に、今の奈井江町を取り巻く環境は、人口減、高齢化、過疎化、そして財政難と、避けては通れない厳しい課題を抱えております。

そして、町民は、これらの課題を通じて、段々町が寂れていくと、さめた、諦めの気持ちが大きくなっているのではないのでしょうか。

しかし、同じぐらい、何か変わって欲しいと思う人も多いのだと思っております。

もちろん、自治体を取り巻く課題は、奈井江町だけではありませんが、町が寂れるという思いは、客観的に見るなら、地域経済の低下、そして住民のモチベーションの低下を招いていくという因果関係にあると切実に感じるわけであります。

奈井江町には、他市町村に負けない「強み」があります。

それは、先に挙げた質問の中の福祉の体制はもとより、ゆめぴりかなど高品質ブランドのコメを作る農業力、そして、200億円を超える空知屈指の生産高を誇る工業力と技術力であります。

農業、工業のバランスの取れた産業構成のポテンシャル、いわゆる、地域の生産性、経済力の潜在能力は、周辺市町村に追随を許さない、差別化を図れる大きな特徴と考えます。

そして、札幌、旭川の2大都市に挟まれ、高速、幹線道路、電化された鉄路と、道内の町村と比較しても交通は大変便利であります。

私は、このまちの強みである、農業力、工業力を活用して、中心市街地の活性化を加味し、まちの潜在的経済力を引き出すことに機軸をおいた施策へ反映し、町内外へのPRを図って欲しいと思っております。

もちろん、まちの弱み、脅威は沢山ありますが、この差別化できる、奈井江町にある可能性とも言える、産業構成のポテンシャルを強みとして生かし、人を呼び込むという、政策の未来志向は、町民にも誇りが持てる、モチベーションが生まれてくるのではないかと考えております。

町長とのお立場となり、新しい時代を迎えようとしている今、今までの奈井江町が行ってきた継続的な行政手法の延長上の未来志向だけではなく、まさに、今こそ、まちのあり方、まちづくりの意識のベクトルを変えていく機会かと考えます。

私の提言を含め、未来志向のまちづくり、潜在力を上げる、住民のポテンシャルを上げる目標を掲げ、これからの変化、改革のエッセンスを含めた思いを、是非、現わして頂きたく、町長の所感を頂ければ幸いです。

●議長
町長。

(14時11分)

●町長

ありがとうございます。

本当に力づけられる、ご意見を頂きました。

私は町長になろうということで、皆さんのところ、11月20日にまわらせて頂いた時にも申し上げました。

奈井江町が持っている、まさにご指摘の、世界に冠たる工場、最先端の工場がありますよ。

本当に国内、北海道といわず全国にも自慢できる農業生産技術がありますよ。

それらのものをどうやって発信していくかですよってことを、私は申し上げたはずですよ。

どこまで届いているか分かりませんが、まさに、私が先ほど来ずっと申し上げてきたことは、現状の厳しさを申し上げましたけれども、これは、諦めるためではなくて、とにかくもう一度申し上げますが、現状をきちんと認識しなければ、次のステップには進めないと思っております。

ですから、諦めるのではなくて、将来、寂れることを想定する未来ではなくて、今、きちんとそのことを点検しながら、持っている力、ポテンシャルを再確認して、飛躍するための、今、溜めの時期なのかなと思っております。

しっかりジャンプするためには、一度沈むことも必要だと思ってますから、そういう意味で、点検をしながら、エネルギーを溜めて、出来るだけ近い時期に、未来に向かって飛び出すチャンスを探したいというふうに思ってます。

以上です。

●議長

(14時13分)

4番石川議員。

●4番

今ほどの質問、未来志向というのは、奈井江町を明るくするために大いに大切なことだと、私も思っております。

住民は明るい町、奈井江町を期待しております。

事実、奈井江町主催の産業まつりや、商工会が実行委員会形式で行う、ふれあいまつり、冬まつりなどには、過疎化や高齢化が進む中、今でも、大人から子供まで、多くの町民が参加をしてくれます。

執行方針にもありますが、昨年行った観光協会の主催の、奈井江さくらまつりにおいては1万人を超える町内外からの来場者で賑わい、ないえ温泉や中心市街地に立ち寄り、奈井江町を知りながら、楽しんで頂きました。

また、勉強やスポーツで活躍する子供たちに温かい声援を送る人達など、明るい楽しい話題は、まだまだ沢山あると思います。

住民が生活をする上で、安全で安心して暮らすことが一番大切であります。

それと同じぐらい、楽しく明るい生活も大切であります。

商工会や観光協会では、様々な事業を通じて、明るい楽しい事業や話題を提供しながら、中心市街地の活性化や小規模事業者の支援、街並みの形成を行い、まちづくりに寄与しております。

新しい時代に、新しいまちづくり、限りある厳しい財源ではありますが、後期5カ年計画を策定する際には、町民が安全で安心して暮らし、明るく楽しくなる事業の充実の拡大が必要であると思います。

そのような施策を、切に要望致しまして、質問を終わりたいと思います。

●議長

以上で、総括質問を終わります。

(14時14分)

閉会

●議長

おはかりします。

議案調査及び予算審査特別委員会開催のため、3月9日から3月14日までの6日間、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月9日から14日までの6日間を、休会とすることに決定しました。

以上で、本日予定した議事日程を全部終了しましたので、本日は、これで散会と致します。

なお、15日は、午前10時00分より会議を再開します。

本日は、大変ご苦労さまでした。

(14時15分)

平成31年第1回奈井江町議会定例会

平成31年3月15日（金曜日）

午前10時00分開会

○議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第12号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 奈井江町下水道条例及び奈井江町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 特別職の給与の臨時措置に関する条例
- 議案第 7号 平成31年度奈井江町一般会計予算について
- 議案第 8号 平成31年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
- 議案第 9号 平成31年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第10号 平成31年度奈井江町下水道事業会計予算について
- 議案第11号 平成31年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第 3 議案第20号 奈井江町名誉町民の推薦について
- 第 4 議案第19号 平成30年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）
- 第 5 議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第16号 奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第18号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第 9 調査第 2号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○ 出席議員（8名）

1番	大 関 光 敏	2番	竹 森 毅
3番	遠 藤 共 子	4番	石 川 正 人
5番	三 浦 きみ子	7番	笹 木 利律子
8番	大 矢 雅 史	9番	森 山 務

○ 欠席議員 6番 森 岡 新 二

○ 地方自治法第121条により出席した者の氏名（15名）

町	長	三	本	英	司
副	町	長	相	澤	公
教	育	長	萬	博	文
まちづくり	参事	碓	井	直	樹
健康ふれあい	参事	小	澤	敏	博
会計	管理者	小	澤	克	則
くらしと	財務課長	馬	場	和	浩
まちなみ	課長	大	津	一	由
おもいやり	課長	石	塚	俊	也
ふるさと	商工観光課長	横	山		誠
ふるさと	農政課長	辻	脇	泰	弘
教育委員会	事務局長	松	本	正	志
町立病院	事務局長	杉	野	和	博
代表	監査委員	中	野	浩	二
農業委員会	会長	千	徳	信	行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	滝	本	静
議	会	庶	務	係	長	東	藤	美妃代

（10時00分）

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

第1回定例会最終日出席、大変ご苦労さまです。

只今、出席議員8名で定足数に達していますので、会議を再開します。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、1 番大関議員、8 番大矢議員を指名致します。

答弁訂正（3月4日、8日定例会）

●議長

審議の前に、町長より 4 日の本会議における大綱質疑、議案第 11 号「平成 31 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算」の説明及び総括質疑においての訂正をしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可致します。

町長。

（町長 登壇）

●町長

おはようございます。

定例会の出席、お疲れさまでございます。

大変申し訳ございませんが、私の方から、今ほど、議長の方からもありましたけれども、何点かにわたって、答弁の訂正をお願いを申し上げます。

まず、1 点目ではありますが、議会の初日に、副町長が行った、平成 31 年度の国民健康保険病院事業会計予算の説明及び大矢議員からの大綱質疑における私の答弁で発言を致しましたが、実質収支についてであります、単年度実質収支を 8, 827 万円の赤字と申し上げましたところを、8, 847 万 4 千円の赤字に。

また、繰越実質収支額を 2, 962 万 1 千円の赤字と申し上げたところを、2, 998 万 7 千円の赤字に。

2 点目と致しまして、同じく、病院会計の 30 年度補正予算についての副町長の説明の際の単年度実質収支額 8, 516 万円の赤字を 8, 532 万円の赤字に。

繰越実質収支額 3, 318 万 8 千円の黒字を 5, 848 万 7 千円の黒字に、それぞれ訂正をお願いしたいと思います。

また、3 点目ではありますが、8 日の本会議における三浦議員からの総括質問で、国保税の子ども均等割減免に対する答弁において、私の方から、国は今、他会計からの補填は認めていないため、これらを実施している他市町村について、普通調整交付金の減額など、ペナルティも覚悟でやっているという趣旨で説明を致しましたが、交付金の減額といったペナルティは、今、ないということでありまして、しかしながら、北海道国民健康保険運営方針において、これは厚生労働省から示されたものと同じでございま

すが、他会計からの法定外繰入は、解消すべきものとして、段階的な解消に取り組んでいただきたいとの方針が示されております。

そういうことでの発言でございますので、修正を致したくお願いを申し上げます。
よろしく申し上げます。

日程第2 8議案一括報告

(10時03分)

●議長

日程第2

議案第12号「特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議案第13号「奈井江町下水道条例及び奈井江町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例」

議案第17号「特別職の給与の臨時措置に関する条例」

議案第7号「平成31年度奈井江町一般会計予算について」

議案第8号「平成31年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第9号「平成31年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第10号「平成31年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第11号「平成31年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

以上、8議案を一括議題とします。

8議案については、予算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(審査報告書)朗読

●議長

予算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。

予算審査特別委員長、8番大矢議員。

(8番 登壇)

●8番

それでは、私より、平成31年度予算審査特別委員会のご報告を申し上げます。

最初に結論から申し上げますと、今ほど事務局長より、報告があったとおり、全8議案については、いずれも原案通り全会一致をもって可決されました。

平成31年度においては、人口減少が進むなか、全般的に各会計とも各事業を精査し予算計上されていることが伺える一方で、移住・定住対策や子育て支援、保健、医療、

教育など、町民の暮らしに身近な施策を充実するなど、予算編成の工夫に対し、心より敬意を表するものであります。

新年度は、第6期まちづくり前期5カ年計画の最終年度となり、新たな5カ年実施計画の策定の年となります。

更には、三本町政の第一歩を記す大変重要な年であります。

町長は所信で「まちづくり自治基本条例」の原点に立ち、町民各位と議論し、みんなで創り上げるまちづくりを進めると述べられました。

この基本理念に基づき、より一層町民と情報を共有し、今後のまちづくりを推進していくことをお願いいたします。

それでは、予算審査特別委員会で付されました、主だった意見要望をご報告いたします。

「一般会計」では、1点目として、「移住・定住対策」についてであります。

子育て支援策と連動させた住宅関連施策は、一定の成果が表れているのは大変喜ばしいことでもあります。また、当町の住宅施策の効果から、中古住宅の需要も高いとのことではありますが、情報提供の仕方を工夫し更なる移住・定住の促進が図られるよう期待するものです。

2点目として「コミュニティカフェ」についてであります。

現在、コミュニティカフェは地域おこし協力隊により、運営されております。新年度より2名の協力隊員となることから、これまで以上に連携し、本町の魅力発信をしていただくとともに、中心市街地のコミュニティの拠点として、多くの町民に利用されることを期待するものであります。

3点目として「ないえ温泉」についてであります。

ないえ温泉は、町民の健康保持や、観光施設として大きな役割を持っています。指定管理者においても経営努力をされておりますが、より一層連携を図り、町としてもPRの強化など、あらゆる支援をして町内外の多くの方に利用されるよう更なる努力を願いたい。

4点目として「防災」についてであります。

近年、頻発する自然災害に対応するため、交流プラザみなクルに非常用電源の設置や、広報車両などを整備することは、高く評価するものであります。

また、町民向けの防災講演会は、防災意識を高めるためにも重要なことです。

災害に強いまちづくりのためにも、地域防災組織がつくられるよう、町としても努めていただきたい。

5点目として「小学校のパソコン整備」についてであります。

パソコンの整備にあっては、新学習指導要領によるプログラミング教育の対応や、子どもたちのより良い学習環境となる機器の選定に努められたい。

また、導入後において、授業で積極的に活用されるよう望むものであります。

6点目として「社会教育センターの複合化」についてであります。

社会教育センターは、公共施設等総合管理計画において、複合施設として児童館などの機能を加え、行政サービスの充実と管理・運営の更なる効率化を図る必要があるとさ

れています。

児童館においても老朽化が進み、加えて児童数も減少していることから、集約を図ることで子どもたちにとり、より良い施設となるよう期待するものです。

まちづくり後期5カ年計画に位置づけができるよう検討を願いたい。

次に、「下水道事業会計」についてであります。

下水道管渠は、昭和52年に整備されて以来40年が経過しています。

施設の適正な管理のため、長寿命化計画を立てる準備を進めるとのことではありますが、将来にわたって町民の生活環境に支障がないよう進めていただきたいと思います。

次に、「町立国保病院事業会計」についてであります。

地域に安定した医療体制、病診連携の推進、サービス付高齢者向け住宅の運営など地域医療の確保、経営改革に努力されていることに敬意を表すところであります。

町立病院は、患者数の減少に加え診療報酬改定など、依然として厳しい経営環境にあります。

新公立病院改革プランにおける、地域に必要な医療体制を確保するとともに、経営の効率化など、病院事業の健全化に向け更なる努力を願います。

また、今後の病院の在り方を検討するにあたっては、町民の皆さんと情報の共有に努め、理解と協力を得られるよう進めていただきたいと思います。

以上が、当予算審査特別委員会で付託された案件の審査の概要であります。

委員会審査において、出された意見要望も含めて充分検討され、事業遂行にあたっていただきたいと思います。

以上、予算審査特別委員会報告と致します。

議案第12号の討論・採決

(10時13分)

●議長

議案第12号「特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号の討論・採決

(10時14分)

●議長

議案第13号「奈井江町下水道条例及び奈井江町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号の討論・採決

(10時14分)

●議長

議案第17号「特別職の給与の臨時措置に関する条例」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号の討論・採決

(10時15分)

●議長

議案第7号「平成31年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論・採決

(10時15分)

●議長

議案第8号「平成31年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論・採決

(10時16分)

●議長

議案第9号「平成31年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号の討論・採決

(10時16分)

●議長

議案第10号「平成31年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号の討論・採決

(10時17分)

●議長

議案第11号「平成31年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第20号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時17分)

●議長

日程第3、議案第20号「奈井江町名誉町民の推薦について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書の151頁をお開き下さい。

議案第20号「奈井江町名誉町民の推薦について」

奈井江町名誉町民に次の者を適格者として推薦いたしたく、奈井江町名誉町民に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求める。

平成31年3月15日提出、奈井江町長。

北良治氏を名誉町民に推薦しようとするものでありますが、北氏の経歴につきましては、次頁以降に記載されているとおりであります。

北氏におきましては、皆様ご承知のとおり、経歴というよりも、まちづくりに対する貢献は計り知れないものがあると思っております。条例第2条の町政文化の交流に寄与し、町民が郷土の誇りとし、かつ、深く尊敬に値すると認めるものということに相応しいと判断を致しまして、推薦をするものであります。

皆様の全員のご賛同をよろしくお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第4、議案第19号「平成30年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

定例会、最終日出席大変お疲れさまでございます。

それでは私の方から、補正予算案について説明を申し上げます。

議案書の追加の分の145頁をお開き下さい。

議案第19号「平成30年度奈井江町一般会計補正予算（第6号）」

平成30年度奈井江町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,080万7千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月15日提出、奈井江町長。

次頁をご覧ください。

第1表について説明を申し上げます。

はじめに、歳入です。

18款繰入金47万円を追加し2億4,234万7千円、歳入合計では同額補正をし、50億2,080万7千円とするものでございます。

歳出におきましては、2款総務費47万円を追加し3億884万5千円、歳出合計でも同額を追加して50億2,080万7千円とするものでございます。

今回の補正につきましては、今ほど、議案第20号で可決を頂きました予算に関わる補正でございます。

150頁をお開き下さい。

2款、1項、1目一般管理におきまして、名誉町民の表彰に関わります名誉町民賞、肖像画作成委託料など、47万円を追加計上するものであります。

なお、その財源につきましては、財政調整基金からの繰り入れでございます。

以上、補正予算の概要について説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第15号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時23分)

●議長

日程第5、議案第15号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書139頁をお開き下さい。

議案第15号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」

この条例につきましては、平成31年4月1日から施行したいと考えてございますが、既存の条例に第8条に次の1項を加えると致しまして、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、町規則で定めるものとしたいとしますのでございます。

平成31年3月4日提出、奈井江町長。

改めて内容について説明を申し上げますが、本条例の改正につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定、及び人事院規則の改正に伴い、超過勤務時間の上限を規則で定めるために、条文の追加を行うものでございます。

なお、規則では、国に準じまして、大規模災害等の特例を除きまして、1か月について45時間以下、年間360時間未満の上限を設けて、本年4月1日より施行したいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、条例の改正について説明申し上げます。

よろしく審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時25分)

●議長

日程第6、議案第16号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書の140頁をお開き下さい。

議案第16号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

平成31年3月4日提出、奈井江町長。

本案につきましては、学校教育法の改正により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関、専門職大学が創設されたところでございますが、国は、放課後児童支援員の人員確保を目的とする、資格要件の拡大を行うため、支援員の基礎資格を専門職大学の前期課程を終了した者についても、対象とする旨の基準の改正を行ったところでありますので、本町においても条例改正を行おうとするものでございます。

以上、条例改正の概要について説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第7、議案第18号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

暫時休憩します。

(監査委員 退席)

●議長

会議を再開します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書143頁をお開き下さい。

議案第18号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」

監査委員の中野浩二氏が、平成31年の4月30日付をもって任期満了となるので、引き続き、中野浩二氏を監査委員と選任致したく、町議会の同意を求めるものであります。

氏の、履歴につきましては、次頁に記載してありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第18号を採決します。

本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(監査委員 入室)

日程第8 調査第1号の上程・付託

(10時29分)

●議長

会議を再開します。

日程8、調査第1号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

(調査第1号)朗読

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第9 調査第2号の上程・付託

(10時30分)

●議長

日程第9、調査第2号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長
(調査第2号) 朗読

●議長
本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長
異議なしと認めます。
本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長
以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。
平成31年奈井江町議会第1回定例会を閉会致します。
皆さん、大変にご苦労さまでした。

(10時31分)